

(全国厚生労働関係部局長会議資料)

(予 算)

令和5年度生活衛生・食品安全関係予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・ 4

(連 絡 事 項)

1. 輸入食品の安全確保対策について
 - (1) 輸出国における衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (2) 輸入時（水際）における衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
2. 検疫業務関係について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
 - (2) 検疫法等の改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
3. 食品の安全確保対策について
 - (1) 改正食品衛生法に基づく対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
 - (2) 食中毒発生時・予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
 - (3) 食品等の監視指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
 - (4) 食肉・食鳥肉の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
 - (5) 水産食品の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
 - (6) 食品中の放射性物質への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0
 - (7) 食品の輸出促進対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
4. 食品に関する規格基準の策定等について
 - (1) 遺伝子組換え食品等の安全性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
 - (2) いわゆる「健康食品」の安全性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
 - (3) 器具・容器包装の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
 - (4) 食品中の残留農薬等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 8
 - (5) 食品中の汚染物質等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
 - (6) 食品添加物の安全性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
5. その他食品関係
 - (1) カネミ油症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
 - (2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力・・・・・・・・・・・・ 4 7
 - (3) 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション・・・・・・・・・・・・ 5 0
6. 生活衛生行政について
 - (1) 生活衛生関係営業等への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 1
 - (2) 旅館業法等改正法案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5
 - (3) 違法民泊対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 6
 - (4) 新型コロナウイルス感染症への対応について・・・・・・・・・・・・・・ 5 7
7. 水道行政について
 - (1) 水道の基盤強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8
 - (2) 水道事業関係予算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 2

- (3) 水道事業者等への指導監督について・・・・・・・・・・ 64
 - (4) 水道水質管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
8. 業務の移管について
- (1) 食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政の移管について・・・・・・・・ 69

(予 算)

令和5年度 生活衛生・食品安全関係予算案の概要

令和4年12月
厚生労働省医薬・生活衛生局（生活衛生・食品安全部門）

1. 食の安全・安心の確保など

283億円（253億円）

※他局計上分を含む

※デジタル庁計上分を含む

（1）残留農薬・食品用容器包装等の規格基準策定等の推進【一部新規】

16億円（16億円）

残留農薬・食品用器具・容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進める。特に、残留農薬の基準設定に係る分析法の開発の推進や一日摂取量調査等を行う。また、従来にはない新開発食品（細胞培養食品等）等について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施する。

（2）HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等

4.3億円（5.1億円）

食品衛生法の改正により令和3年6月に完全施行されたHACCP（※）に沿った衛生管理が食品等事業者において円滑に実施されているか等、対応状況の実態把握、導入効果の検証を行い、HACCP実施のための手引書の見直しや、自治体による指導方法の改善等につなげる。

※ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）：食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

（3）検疫所における輸入食品の監視体制の確保等【一部新規】

249億円（217億円）

① 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

249億円の内数（217億円の内数）

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることを踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図る。

② 検疫所における検査体制等の機能強化等

249億円の内数（217億円の内数）

国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人的・物的体制を整備する。また、令和5年度に横浜検疫所を新合同庁舎に移転するなど、検査体制の整備等を進める。

（参考）【令和4年度第二次補正予算】

- ・水際対策を着実に実施するための検疫体制の確保 592億円
 新型コロナウイルス感染症の国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止するとともに、国際交流による経済回復の両立を図る観点から、国際的な人の往來の活発化に向け、待機施設の確保等、引き続き、水際対策の着実な実施を進める。

（4）食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

14億円（14億円）

① 食品に関する情報提供や意見交換（リスクコミュニケーション）の推進

9百万円（9百万円）

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進

9.4億円（9.4億円）

国民の健康へ直接的に影響を及ぼす食品の安全に関して、改正食品衛生法の円滑な施行、食品の輸出入の拡大、新たな食品生産・加工技術の進展等を背景として、科学的根拠に基づいて適切に施策を推進するために必要な研究を行う。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

4.2億円（4.2億円）

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

（5）農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応の強化（(1)(2)(4)の一部再掲）

1.7億円（1.8億円）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、輸出施設の認定加速化、証明書発行の迅速化等の取組を行う。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

372億円（387億円）

※他府省計上分を含む

※災害復旧費を除く

国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐震化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業のIoT活用等を進める。

（参考）【令和4年度第二次補正予算】

- ・水道施設の耐災害性強化等

371億円

※他省計上分を含む

※災害復旧費を除く

緊急時用連絡管等の整備や水道事業の広域化に伴う施設整備、IoT・新技術を活用した業務の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現に加え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、地方公共団体が実施する浄水場等の停電対策・土砂対策・浸水対策等の耐災害性強化対策及び上水道管路（基幹管路）の耐震化対策を図るための施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など【一部新規】

42億円（46億円）

生活衛生関係営業の振興・発展を図るための組織基盤や相談支援体制の確保を行うとともに、生活衛生関係営業について収益力の向上等を図り、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響により悪化した業績を回復するための支援等を行う。

（参考）【令和4年度第二次補正予算】

- ・生活衛生関係営業者の経営改善に向けた支援等

12億円

生活衛生関係営業者の経営改善に向けた支援、専門家による相談支援、デジタル化推進のサポート、及び日本政策金融公庫による資金繰り支援を実施する。

4. 復興関連施策（復興庁計上）

- 食品中の放射性物質対策の推進 97百万円（97百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。
- 水道施設の災害復旧に対する支援 2.5億円（2.8億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画に基づき、令和5年度に実施する施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。
- 被災した生活衛生関係業者への支援 22百万円（7百万円）

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

令和5年度 生活衛生・食品安全関係予算案 総括表
1. 食の安全・安心の確保など

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予 算 (案) (B)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (B) - (A)	対 前 年 度 比 率 (B) / (A)
(1) 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準策定等の推進	< 1,645 > 1,645	< 1,574 > 1,574	< △ 71 > △ 71	95.7% 95.7%
・残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 939 > 939	< 885 > 885	< △ 54 > △ 54	94.2% 94.2%
・食品用器具・容器包装などの安全確保対策の推進	< 595 > 595	< 579 > 579	< △ 16 > △ 16	97.3% 97.3%
・食品汚染物質に係る安全確保対策の推進	< 36 > 36	< 36 > 36	< 0 > 0	100.0% 100.0%
・健康食品の安全確保対策の推進	< 75 > 75	< 75 > 75	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(2) HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等	< 507 > 299	< 434 > 287	< △ 73 > △ 12	85.6% 96.0%
・食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	< 115 > 91	< 114 > 91	< △ 1 > 0	99.1% 100.0%
・輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進	< 392 > 208	< 320 > 195	< △ 72 > △ 13	81.6% 93.8%
(3) 検疫所における輸入食品の監視体制の確保等	< 21,749 > 21,012	< 24,916 > 24,238	< 3,167 > 3,226	114.6% 115.4%
① 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化	< 21,749 > 21,012	< 24,916 > 24,238	< 3,167 > 3,226	114.6% 115.4%
② 検疫所における検査体制等の強化等	< 21,749 > 21,012	< 24,916 > 24,238	< 3,167 > 3,226	114.6% 115.4%
(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	< 1,368 > 406	< 1,363 > 402	< △ 5 > △ 4	99.6% 99.0%
① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	< 9 > 9	< 9 > 9	< 0 > 0	100.0% 100.0%
② 食品の安全の確保に資する研究の推進	< 937 > 5	< 937 > 5	< 0 > 0	100.0% —
③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	< 422 > 393	< 417 > 388	< △ 5 > △ 5	98.8% 98.7%
(5) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた対応の強化(再掲)	< 177 > 121	< 174 > 121	< △ 3 > 0	98.3% 100.0%
合計(一般会計)	< 25,268 > [9,301] 23,362	< 28,287 > [9,311] 26,501	< 3,018 > [10] 3,138	111.9% 100.1% 113.4%

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

・食品中の放射性物質対策の推進	97	97	0	100.0%
-----------------	----	----	---	--------

- 注 ・ 計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計と一致しない場合がある。
 ・ 上段< >は他局計上分及びデジタル庁計上分を含む。
 ・ (3)には検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の []は検疫所の人件費分。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 予算額	令和5年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
強靱・安全・持続可能な水道の構築	< 39,192> 27,169	< 37,640> 24,991	△ 2,178	92.0%	
1. 施設整備費等	< 39,096> 27,085	< 37,546> 24,908	△ 2,177	92.0%	
(1)水道施設整備費補助	< 16,848> 4,841	< 16,949> 4,314	△ 527	89.1%	
(2)指導監督事務費	< 54> 50	< 53> 50	0	100.0%	
(3)北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	1	1	0	100.0%	
(4)水道施設災害復旧事業(東日本大震災を除く)	356	356	0	100.0%	
(5)水道施設整備事業調査費等	33	33	0	100.0%	
(6)生活基盤施設耐震化等交付金	21,804	20,154	△ 1,650	92.4%	
2. 水道安全対策等	< 96> 84	< 94> 83	△ 1	98.8%	1. 水道水源水質対策等の推進 26 2. 新水道ビジョンの推進 37 水道インフラシステム輸出拡大推進事業 16 官民連携等基盤強化支援事業費 11 水道の基盤強化方策推進費 5 水道施設強靱化推進事業 4 3. 給水装置対策の推進 12 4. その他(国際分担金など) 19

注:上段< >は他府省計上分を含む。

東日本大震災に係る水道施設の災害復旧に対する支援

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 予算額	令和5年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
東日本大震災に係る水道施設の災害復旧に対する支援(東日本大震災復興特別会計)	277	254	△ 23	91.7%	復興庁一括計上 ・水道施設災害復旧事業 254

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比 (B)/(A)	備 考
生活衛生関係営業の活性化や振興など	4,586	4,246	△ 341	92.6%	
1 生活衛生金融対策費	3,369	3,023	△ 346	89.7%	株式会社日本政策金融公庫補給金
2 生活衛生関係営業行政経費	1,217	1,222	5	100.4%	
(1) 生活衛生等関係費	41	47	6	113.4%	
ア 生活衛生関係営業振興等対策費	9	19	10	211.6%	(新規)生活衛生関係推進事業委託費 10百万円
イ 建築物環境衛生管理対策費	32	28	△ 4	86.2%	
(2) 生活衛生営業対策費	1,176	1,176	△ 0	100.0%	
ア 生活衛生関係営業対策事業費 補助金 (全国指導センター、都道府県、 連合会・組合)	1,158	1,159	1	100.1%	生活衛生関係営業収益力向上事業 104百万円
イ ビルクリーニング業における外国 人材確保事業費	12	12	0	100.0%	
ウ ビルクリーニング分野技能習得支援 事業費	6	5	△ 1	87.4%	
3 医師等国家試験費	1	1	0	100.0%	
(1) 建築物環境衛生管理技術者 国家試験費	1	1	0	100.0%	

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

被災した生活衛生関係営業者への支援 (復興庁計上)	7	22	15	303.3%	
株式会社日本政策金融公庫出資金	7	22	15	303.3%	

(連 絡 事 項)

1. 輸入食品の安全確保対策について

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。このため、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。

(1) 輸出国における衛生対策

従前の経緯

- 輸出国における衛生対策の推進として、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及び発生防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図るほか、必要に応じ、担当官を派遣して輸出国の衛生対策の調査、我が国における食品衛生規制を周知するための説明会等を実施している。
- 令和3年度においては、二国間協議の結果、フィリピン産パパイヤについて、未承認遺伝子組換え作物の混入防止を含む対日輸出の管理状況を踏まえ、検査強化対象品目を限定する見直しを行った。
また、牛海綿状脳症（BSE）に係る対策について、デンマーク産牛肉について、食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、デンマーク政府と協議を実施し、輸入時に係る月齢制限を撤廃した。また、スイス産牛肉加工品について、スイス政府と協議を実施し、現地における管理状況等を勘案し、輸入を解禁した。

今後の取組

- 引き続き、個別問題が発生した際の二国間協議及び現地調査を通じた輸出国段階の衛生対策の検証等により輸出国段階における衛生管理をより一層推進する。

(2) 輸入時（水際）における衛生対策

従前の経緯

- 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の違反が確認された輸入食品等については、必要に応じて検査率を引き上げて検査し、さらに食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。
(注) モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定される。
- 令和3年度には、約246万件の輸入届出に対して、204,240件（モニタリング検査49,493件（延べ101,365件）、検査命令66,018件、指導検査等87,764件の合計から重複を除いた数値）を実施し、そのうち、809件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。

今後の取組

- 引き続き、「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施するとともに、検査結果等に応じて検査の強化を行う。
また、食品衛生法違反を未然に防止するため、輸入者に対し、輸入食品等の安全性確保に努めるよう指導を行うほか、輸入前指導を一層推進し、自主的な衛生管理の推進を図る。

都道府県等に対する要請

- 次に掲げる3点をお願いします。
 - ① 国内で流通する輸入食品については、「輸入食品監視指導計画」のほか、厚生労働省ホームページ等に掲載された輸入者に対する検査命令に関する通知、食品衛生法違反に該当する食品に関する情報等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施すること。
 - ② 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したときや、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認したときは、輸入時の水際段階の検査や国内流通段階の監視指導が迅速に実施されるよう、直ちに厚生労働省食品監視安全課に対し、「国内における輸入食品等違反発見連絡票」による連絡を徹底するとともに、関係都道府県等に連絡すること。
 - ③ 輸入時の水際段階の検査、海外情報等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において回収等の措置を命令するなど、監視指導を適切に実施すること。

2. 検疫業務関係について

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策

従前の経緯

- 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策については、オミクロン株に関する知見の蓄積等を踏まえ、水際対策を段階的に緩和してきた。令和4年6月1日以降、入国者の入国時検査及び入国後待機期間について、各国・地域からの流入リスクを総合的に勘案し、国・地域を3つに区分し、全ての国・地域からの入国者について出国前検査を維持しつつ、一部の国・地域からの入国者に対し、入国時検査を実施せず入国後の自宅待機を求めない等の見直しを行った。
- その後、日本の国内対応やG7各国が水際措置を撤廃してきていることを踏まえ、令和4年9月7日より、ワクチン3回接種を完了した入国者に対して、出国前検査の陰性証明書の提出を求めないこととした。同年10月11日からは、ビザなし渡航、個人旅行の再開とともに、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わない等の更なる緩和を行った。併せて、現在、国際線を受け入れていない空港・海港について、今後の就航予定に応じ、地方公共団体等の協力を得つつ、個別港ごとに受入れに係る準備を進め、これが整い次第、順次、国際線の受入れを再開することとした。

都道府県等に対する要請

- 空港・海港の国際線も順次再開しており、検疫再開に向けて多大なる協力をいただいていたが、今後とも、各都道府県等と連携しながら、国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えており、引き続き、ご協力をお願いする。

(2) 検疫法等の改正

- 昨年の臨時国会では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法等の一部改正法案を提出し、成立したが、検疫法についても、水際対策の実効性の確保のために多岐にわたる改正が行われた。その中でも、特に都道府県等の皆様に御承知おきいただきたい事項は以下のとおり。
- まず、検疫所長等が関係行政機関と協力連携する旨の規定が設けられた(検疫法第23条の4)。これは、従前、検疫所長等が検疫措置を遂行するに当たり、都道府県等を含む行政機関に様々な場面で御協力いただいていたことを踏まえ、こうした協力連携に法的な位置付けを与えたものであり、昨年12月から施行されている。
- また、
 - ・ 検疫所長が医療機関と病床確保に係る協定を締結する際に、都道府県知事への意見聴取や通知を行うこと、
 - ・ 検疫所長が隔離を行う際に、都道府県知事が行う入院措置と重複しないように緊密に連携すること

についても規定を設けている。これらの規定は令和6年4月から施行することとされており、今後、具体的な運用に関し、都道府県等の皆様からも御意見をいただく予定である。

3. 食品の安全確保対策について

(1) 改正食品衛生法に基づく対応について

ア HACCP に沿った衛生管理の制度化

従前の経緯

- 「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）」が第 196 回通常国会で成立し、平成 30 年 6 月 13 日に公布され、令和 2 年 6 月 1 日の施行後 1 年の経過措置期間を経て、令和 3 年 6 月 1 日に完全施行された。これにより、製造・加工、調理、販売等を行う、原則として全ての食品等事業者を対象として、HACCP に沿った衛生管理を求めることとなった。

※ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)による衛生管理

事業者自らが、食中毒菌汚染等の危害要因をあらかじめ把握 (Hazard Analysis) した上で、原材料入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程 (Critical Control Point) を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法。

- HACCP に沿った衛生管理は、「HACCP に基づく衛生管理」(Codex HACCP の 7 原則を要件とするもの) 又は「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」(弾力的な取扱いを可能とするもの。小規模事業者や一定の業種等が対象。) の実施を求めるものとし、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の対象となる小規模事業者等や衛生管理基準について、政省令で規定した。

今後の取組

- 食品等事業者が一般衛生管理及び HACCP に沿った衛生管理に関する衛生管理計画の策定、計画に基づく衛生管理の実行及び記録を実施できるよう、引き続き、衛生管理計画策定のための手引書が必要な業種について、関係業界に対し手引書の作成を働きかけるとともに、厚生労働省において設置している「食品衛生管理に関する技術検討会」の確認を経た手引書を、厚生労働省ホームページで公表する。(令和 4 年 11 月 14 日現在、116 業種の手引書を公表済み。)
- 引き続き、手引書の抜粋版(様式及び記入例の抜粋)の印刷・配布等により、都道府県等による食品等事業者への HACCP の確実な実施を支援する。
- 食品衛生監視員については、令和 4 年度も引き続き、研修等による資質の向上を図る。

都道府県等に対する要請

- HACCP に沿った衛生管理の実施、特に小規模事業者等に対するきめ細やかな助言・指導について、食品衛生監視指導指針に基づき、引き続き、都道府県等食品衛生監視指導計画に規定するなど計画的な支援、指導を行うようお願いする。

- 「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について」（平成31年2月1日付け薬生食監発0201第1号）で通知しているとおり、地方自治体による監視指導の内容を平準化するため、HACCPに沿った衛生管理の監視指導の際には、業界団体が作成し厚生労働省が確認した手引書に基づき実施することをお願いする。また、当該手引書は、法令の適合性を判断するため、基準の運用、解釈を示し、事業者の衛生管理の取組及び都道府県知事等の監視指導を平準化するとともに適切な法令の運用を確保する目的で作成していることを御理解いただきたい。なお、監視指導においては、「食品衛生監視票について」（令和3年3月26日付け薬生食監発0326第5号）にて通知した新たな監視票を使用するようお願いする。
- 管内事業者に対する説明会の開催等により、HACCPに沿った衛生管理の実施方法等の助言・指導をお願いする。また、近隣自治体等との連携・協力を密にし、合同で研修会を実施する等、必要な人材育成をお願いする。

イ 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設について

従前の経緯

- 「食品衛生法等の一部を改正する法律」が平成30年6月13日に公布された。これにより、営業許可業種以外の事業についても都道府県等が把握するため、営業届出制度を創設した。
- また、現行の営業許可業種については、現状の食品産業の実態を踏まえて見直しを行い、政令を改正した。また、営業施設の基準（参酌基準）を全国平準化の観点から、省令に規定した。
- 営業届出制度及び新たな営業許可規制は、令和3年6月1日に施行された。

今後の取組

- 都道府県等、食品等事業者等からの疑義について、引き続き、適宜Q&Aの発出等を行うことにより、運用の平準化を行う。
- 「食品の営業規制の平準化に関する検討会」を開催し、自治体ごとの解釈及び運用等の違いにより著しく不都合が生じている案件については、関係者の意見を調整し、その結果を踏まえて厚生労働省から技術的助言を行うこと等により、制度の平準化を図る。

都道府県等に対する要請

- 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設に関し、経過措置期間等の周知、必要な指導等の対応をお願いする。なお、その際には、小規模事業者の事業の継続性等についても配慮し、きめ細やかな指導・対応をお願いする。
- 営業許可申請、営業届出について、食品衛生申請等システムの積極的な活用をよろしく

お願いする。

- 野生鳥獣を解体する業を営む場合には、食肉処理業の許可を受けなければならないことから、野生鳥獣の肉（ジビエ）を使用し製造・調理・販売する事業者に対し、ジビエが食肉処理業の許可を取得した施設において適切に解体が行われたものであるか確認するよう指導をお願いする。

ウ 食品等自主回収（リコール）報告制度について

従前の経緯

- 食品等のリコールが行われた場合に、その情報を行政が確実に把握する仕組みがなく、的確な監視指導や消費者への情報提供という観点からは必ずしも十分な仕組みでないこと、また、欧米において食品等のリコールに関する制度が整備されていることから、我が国においても、事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、改正食品衛生法において、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を制度化した。
 - 令和元年12月27日に、食品衛生法第58条の規定に基づき、同法第58条第1項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合及び食品等の回収の届出事項等を定める命令を定め、令和3年6月1日に施行された。
 - また、HACCPによる衛生管理の制度化に伴い、各事業者において衛生管理計画を定めることとしており、その計画の中で、食品衛生上の問題があった食品等の回収、廃棄についてもあらかじめ手順等を定めておくことが必要となる。
- ※ 食品表示に消費者庁が所管する「食品表示法の一部を改正する法律」が成立、公布され、食品関連事業者等が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品のリコールを行う場合、行政機関への届出の義務付けが規定された。

今後の取組

- 本制度の効果的な運用のため、食品衛生申請等システムにより、リコール情報を一覧化して厚生労働省のホームページで情報提供を図っている。なお、情報提供にあたっては、消費者庁と連携し、回収する食品等の危害の発生を分類するなど分かりやすい情報発信に努める。

都道府県等に対する要請

- リコール情報の公表については、該当食品等の喫食を未然に防止し、国民の健康の保護を図る観点があることから、届出があったものについては迅速な対応をお願いするとともに、届出・報告の対象となる食品等の範囲についても、「「食品等自主回収（リコール）報告制度の創設に関するQ&A」について」（令和3年5月31日 事務連絡）の問1を参照し、適切な対応をお願いする。

○ 引き続き、食品等リコール情報の届出・報告については、食品衛生等申請システムの積極的な活用をよろしく願います。

※ 食品関係営業許可取締に関する事務に係る経費については、普通交付税措置が講じられていることから、引き続き、必要な予算・定員の確保に努めていただきますようお願いいたします。

(2) 食中毒発生時・予防対策

ア 感染症担当部局等や関連自治体との連携

従前の経緯

○ 平成 30 年 6 月、食品衛生法を改正し、国や都道府県等が広域的な食中毒事案への対策強化のため、広域連携協議会を設置することや、厚生労働大臣は、緊急を要する場合において、協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めること等を規定した。本制度は平成 31 年 4 月に施行された。

○ 食品や水を媒介とするノロウイルス、腸管出血性大腸菌等を原因とする感染症又は食中毒事案は、これまでも食品衛生担当部局、感染症担当部局及び水道担当部局等とが連携して対応しているところであり、「食中毒処理要領」等において、食中毒患者等が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）で規定される疾病に罹患しているものと疑われる場合には、食品衛生担当部局が感染症担当部局との間で情報を共有し調査を実施するよう、都道府県等に要請している。

○ ノロウイルスについては、例年食中毒患者数の半数以上を占めることに加え、感染性胃腸炎の発生届出数は過去 10 年と比較して低く推移しているものの、依然集団発生等が報告されているため、Q&A や通知の発出など、感染症担当部局と協力し注意喚起を行っている。

(注) 食品安全委員会は、平成 30 年 11 月、ノロウイルスに関する食品健康影響評価を実施した。

都道府県等に対する要請

○ 国及び関係する都道府県等間、感染症担当部局等との連携を強化するため、次に掲げる 5 点をお願いする。

① 都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局との間において、特に食中毒事案の発生状況や食品の流通状況等を踏まえて関係する都道府県等の食品衛生担当部局との間においてはより緊密な連絡及び連携体制を確保する。さらに、都道府県等は食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、食品衛生担当部局と地方衛生研究所との連絡及び連携体制を確保すること。

② 複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合には、適切に原因調

査、情報共有等の対応が行われるよう、関係機関は相互に連携を図りながら協力しなければならない。このため、広域連携協議会を設け、運営することにより、監視指導の実施に当たっての連絡及び連携体制を平常時から整備し、また広域的な食中毒事案が発生し、必要があると認めるときは、広域連携協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議すること。

- ③ 一般に食品を媒介とする病原体（腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、A型肝炎、E型肝炎等）を検出したときは、食中毒の広域散発発生との関連性の有無を確認するため、菌株や解析データ等を国立感染症研究所へ迅速に送付すること。
- ④ 感染性胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くは、ノロウイルスによるものと推測されていることから、感染症担当部局等と連携し、手洗いの徹底、糞便・嘔吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めること。
- ⑤ 食中毒事件の公表及び調査結果の取りまとめについては、食中毒処理要領等に基づき、推定を含む原因施設を所管している都道府県等が中心となって対応すること。その他の都道府県等は、原因施設を所管している都道府県等の求めに応じて情報提供を行うなど、必要な協力を行うこと。

イ 腸管出血性大腸菌やカンピロバクター等を原因とする食中毒対策

従前の経緯

【腸管出血性大腸菌食中毒】

- 腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査については、平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡において、事案の早期探知、関係部門間の連携及び情報の共有等を目的として新たに、疫学情報に感染症サーベイランスシステムにて付与された番号 (NESID ID) を付して管理するとともに反復配列多型解析法 (MLVA 法) による解析結果を一覧化して共有を行うこととするため、その取り扱いについて定めた。また併せて、国、都道府県等関係機関の連携・協力体制を確保するため、腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査情報の共有手順等について定めた。

【カンピロバクター食中毒】

- カンピロバクターによる食中毒患者は、加熱不十分な鶏肉メニューを喫食しているケースが多いことから、平成 29 年 3 月に「カンピロバクター食中毒対策の推進について」を通知し、鶏肉を飲食店営業者に販売する食鳥処理業者、卸売業者等においては、食鳥処理業者、卸売業者等に対して、飲食店業者が鶏肉を客に調理・提供する際には加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うことについて指導を実施している他、平成 30 年 3 月に食中毒部会における議論を踏まえて事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性などを総合的に勘案し、必要に応じて告発することについて通知をしている。

今後の取組

- 牛のその他の内臓、鶏肉等の生食については、引き続き注意喚起を行っていくとともに公衆衛生上のリスクの大きさを踏まえ、今後の取扱いについて検討することとしている。
- TVやSNS等において放映等された飲食店等におけるレアハンバーグの提供等に対して、個別にメディア対応を行っており、引き続き、生食のリスク等の情報提供等を予定している。

都道府県等に対する要請

- 鶏肉を飲食店営業者に販売する食鳥処理業者、卸売業者等に対し、飲食店業者が鶏肉を客に調理・提供する際には加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うよう指導することについて、周知徹底いただきたいこと。
- 腸管出血性大腸菌による患者の MLVA 法による解析結果を一覧化して共有を行っていることから、各都道府県等においては管内で発生した患者の MLVA 型と同一でないか確認を行う等、平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡に従い、情報の取り扱い、調査情報の共有等を確実にすること。また、腸管出血性大腸菌の遺伝子検査手法について、反復配列多型解析法（MLVA 法）に統一化してシステム解析を実施しているため未整備の地方衛生研究所においては体制整備をお願いしたい。また、すでに整備されている地方衛生研究所においては可能な範囲で速やかな結果の報告をお願いする。
- いわゆるレアハンバーグ等の、加熱不十分な状態で提供し加熱調理して食べさせることを想定している挽肉調理品等を客に提供している飲食店等を営む事業者に対しては、その製品の特性上、内部にまで食中毒の原因となる菌等が存在するおそれがあるため、中心部の色の変化するまで十分に加熱する必要があることを周知徹底し、中心部まで十分に加熱調理が行われるよう監視指導を徹底すること。
- 飲食店、大量調理施設等における食肉に関する衛生管理の徹底など、事業者に対する監視指導を適切に実施すること。特に、牛の肝臓及び豚の食肉等を提供する飲食店に対しては、中心部を 75℃ 1 分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導するとともに、客に対し、加工処理された旨や加熱方法等の必要な情報を確実に提供するよう指導をお願いする。
- 令和 4 年の夏に生食用食肉を取り扱えない施設において、社会通念上ユッケと呼称される生の食肉がレアステーキとして販売され、この食品を原因とする食中毒事件が発生し、死亡者が確認されている。生食用食肉（牛肉）については、これまでの監視指導の結果や認定生食用食肉取扱者等の情報のほか「腸管出血性大腸菌による食中毒防止の徹底について」（令和 4 年 9 月 16 日薬生食監発 0916 第 1 号）等を踏まえ、規格基準の遵守について、監視指導の徹底をお願いする。
- 悪質な事案や健康被害をもたらす事案については、その悪質性、広域性を総合的に勘案し、警察等関係行政機関との連携や告発等、厳正な措置を講ずることをお願いする。

- 動物の食肉や内臓については、食中毒を起こす細菌やウイルス等の危険性があるため、中心部まで十分に加熱調理して食べることが重要である。特に、シカやイノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣（ジビエ）の肉等については、生又は加熱不十分な状態で食用すると、E型肝炎や腸管出血性大腸菌症による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られている。
このため、引き続き、食肉等の生食について、消費者に対する注意喚起及び関係事業者に対する適切な監視・指導をお願いする。

- 一般消費者に対して、食肉の加熱調理に際しては、十分に火を通すとともに、高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉を摂取させないように、注意喚起をお願いする。

ウ 寄生虫を原因とする食中毒対策

従前の経緯

- ヒラメに寄生する *Kudoa septempunctata*（以下「クドア」という。）を原因とする食中毒の発生防止については、生産段階における適切な衛生管理が重要であり、農林水産省及び水産庁によるクドアがヒラメに寄生することを防止する取り組みを行っているが、国産の天然ヒラメを中心に食中毒事例が報告されていることから、令和元年5月に、国産のヒラメについて、クドアを原因とする食中毒の発生状況に応じて、生産地において検査を実施するよう通知した。また、輸入食品については、食中毒の原因となったヒラメの養殖業者について、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施している。
- 令和元年12月に、加熱不十分な「クマ肉のロースト赤ワインソース（推定）」を喫食したことによる旋毛虫（トリヒナ）食中毒が発生した。これを受けて、野生鳥獣肉による食中毒の発生を防止するため、中心部まで十分な加熱をした上で喫食すること等について、改めて関係事業者及び消費者への指導を行うよう通知した。
- アニサキスによる食中毒について、引き続き、ホームページ、リーフレット等を活用し、予防方法（新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除く。魚の内臓を生で提供しない。目視で確認して、アニサキス幼虫を除去する。冷凍する（-20℃で24時間以上）。加熱する（60℃で1分、70℃以上）。）について注意喚起を行っている。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、食中毒の原因食品について特定（推定を含む。）した際には、十分な生産地や流通調査を実施し、国産品であった場合については当該生産自治体あて、輸入食品であった場合については国内における輸入食品等違反発見連絡票にて食品監視安全課あて、速やかに報告いただきたいこと。
- （再掲）動物の食肉や内臓については、食中毒を起こす細菌やウイルス等の危険性があるため、中心部まで十分に加熱調理して食べることが重要である。特に、シカやイノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣（ジビエ）の肉等については、生又は加熱不十分な状態で食用すると、E型肝炎や腸管出血性大腸菌症による食中毒のリスクがあるほか、

寄生虫の感染も知られている。

このため、引き続き、食肉等の生食について、消費者に対する注意喚起及び関係事業者に対する適切な監視・指導をお願いする。

エ ノロウイルスを原因とする食中毒

従前の経緯

- 例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒が多数発生している。ノロウイルス食中毒の約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、調理従事者の健康管理や食品取り扱い者の汚染防止が重要である。平成30年の食品衛生法改正により、事業者が遵守すべき基準として食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理を含む「一般的な衛生管理の取組」が規定された。
- また、平成30年の食品衛生法の改正により、HACCPに沿った衛生管理を原則、全ての食品等事業者に求めることとなっており、その中で、「一般的な衛生管理」及び「HACCPに沿った衛生管理」に関する基準に基づき衛生管理計画を作成し、関係者等に周知徹底を図ることを営業者の実施すべきことのひとつとして規定している。
- （再掲）ノロウイルスについては、例年食中毒患者数の多くを占めることに加え、感染性胃腸炎の発生届出数は過去10年と比較して低く推移しているものの、依然集団発生等が報告されているため、Q&Aや通知の発出等、感染症担当部局と協力し注意喚起を行っている。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる6点をお願いする。
 - ① ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食中毒か感染症かの判断を行う前に、食品衛生担当部局と感染症担当部局においては発生当初から情報を共有するとともに、疫学的な調査マニュアルに基づいて科学的に共同調査を行うこと。
 - ② ノロウイルス食中毒が発生した際には、病因物質、原因施設、原因食品、原因食材、汚染源、汚染経路等について、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」に基づき調査を実施し、その結果、食中毒と判断する場合には、ノロウイルス感染者との濃厚接触、ノロウイルス感染者の糞便若しくは嘔吐物による塵埃又は環境を介した感染等でない根拠を明確にすること。
 - ③ 仕出し屋、飲食店及び旅館等におけるノロウイルスによる食中毒が多発している。これらの原因の多くは、ノロウイルスに感染した調理従事者等が汚染源と推察されていることから、「業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「ノロウイルスに関するQ&A」等を参考に、食品等事業者や調理従事者の衛生管理等について監視指導を行うとともに、予防法の周知、発生防止

対策等の衛生教育を充実すること。また、地域住民に対してはノロウイルスに関する正しい知識について情報提供すること。

- ④ 二枚貝等の生産自治体においては、「生食用かきを原因とするノロウイルス食中毒防止対策について」（平成22年1月22日付け食安監発0122第1号）に基づき、食品衛生担当部局と水産担当部局とが連携して食中毒の発生防止に努めること。
- ⑤ 平成28年11月24日付け生食監発1124第1号「ノロウイルスによる食中毒の予防及び調査について」を参考にノロウイルス食中毒を調査すること。
- ⑥ ノロウイルス食中毒の約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、調理従事者の健康管理や食品取り扱い者の汚染防止が重要であることを踏まえ、施設の責任者に対し、HACCPに沿った衛生管理を指導すること。なお、監視指導の際には、これらの記録等により適切に衛生管理が実施されていることを確認の上、指導・助言をお願いする。

オ 自然毒を原因とする食中毒対策

従前の経緯

- 例年、特に春先から初夏にかけては有毒植物の誤食による食中毒が、夏の終わりから秋にかけては毒キノコの誤食による食中毒が多く発生しており、ホームページ、リーフレット等を活用し、食用と確実に判断できない植物やキノコについては、採取、譲渡、販売、喫食を行わないよう注意喚起を行っている。
- 有毒植物や毒キノコによる食中毒の患者の多くを高齢者が占めていることに鑑み、厚生労働省内の関係部局とも連携するとともに、農林水産省や林野庁等の関係省庁とも連携し、高齢者を主な対象とした注意喚起を行っている。また、都道府県等にも消費者への適切な情報提供、注意喚起等について要請している。
- ふぐによる食中毒について、釣り人が自分で釣ったふぐを自分で調理したことによる食中毒や、知人から譲り受けたふぐを食べたことによる食中毒事例が毎年発生しており、ホームページ、リーフレット等を活用し、素人調理をしないこと、肝臓等の有毒部位を喫食しないこと等について注意喚起を行っている。
- 量販店等におけるふぐの混入事例が毎年発生しており、関係事業者等に対し適切な取り扱いに関する指導の徹底、消費者等に対する注意喚起等の情報提供の推進に努めるよう、都道府県等に要請している。

都道府県等に対する要請

- 有毒植物や毒キノコによる食中毒に関する消費者等への注意喚起等を行うとともに、必要に応じ、農林部局等の関係部局とも連携し、事業者に対する監視及び指導に努めるようお願いする。

- 引き続き、関係事業者等に対しふぐの適切な取扱いに関する指導及び監督、消費者等に対する注意喚起等の情報提供の推進に努めるようお願いする。

(3) 食品等の監視指導

都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

従前の経緯

- 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等については、その結果が食品としての流通の可否を判断する基礎となるため、その信頼性を確保することが求められる。
- 以前、都道府県等の食品衛生検査施設が検査データの誤認や不適切な検査方法による検査の実施に起因して誤った検査成績書を発出したため、本来回収を必要としない食品が回収されるに至った事例も見受けられた。

今後の取組

- 現行の食品衛生検査施設（及び登録検査機関）における業務管理は、運用を開始した平成8年当時に国際基準であった ISO/IEC Guide25 を基本としているが、既に廃止されており、現在はそれに替わる文書として ISO/IEC17025(2017)が存在する。国際整合の観点等から、今後、現行の業務管理要領を改正する予定。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成20年7月9日付け食安監発第0709004号）中の「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」を踏まえ、収去に係る食品の現物及びロットを十分に確認するなど、都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保のために必要な措置を適切に講じるよう、お願いする。

(4) 食肉・食鳥肉の安全対策

ア 食肉衛生対策

従前の経緯

- 「食品衛生法等の一部を改正する法律」（令和3年6月1日完全施行）により、規模によらず、全てのと畜場において HACCP に基づく衛生管理の実施が義務付けられた。併せて、と畜業者等は、衛生管理計画及び手順書の効果について、と畜検査員による検査又は試験（外部検証）を受けることが求められることになった。なお、「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」（令和2年5月28日付け生食発0528第1号）により、外部検証の方法等を示している。

- と畜場において毎年度実施してきた牛、豚等の枝肉の一般細菌数及び大腸菌群等の微生物汚染実態調査については、外部検証において実施する枝肉の微生物試験に移行させることとした。
- と畜検査員を含む公衆衛生獣医師の確保等に関して、先行事例を収集するためのアンケート調査を実施し、その結果を令和3年3月に通知した。

今後の取組

- 食肉の衛生管理について、HACCPに沿った衛生管理の実施に係る手引書の普及、外部検証の実施に対する支援、厚生労働科学研究等を通じ、引き続き、と畜場及び食肉処理施設におけるHACCPの確実な実施に必要な技術的支援を行っていく。

都道府県等に対する要請

- と畜場におけるHACCPに基づく衛生管理の確実な実施について、衛生管理計画策定のための手引書等も活用し、きめ細やかな助言・指導を行うこと。
- と畜場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、と畜検査員による外部検証を含めたと畜場に対する監視指導を適切に実施すること。その際、科学的根拠に基づいた対応や監視指導に関するやりとりの文書化等の適切な実施をお願いする。
- と畜検査員に対して食品衛生監視員を補職し、と畜場に併設する食品衛生法に基づく許可施設に対する食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
- 外部検証において枝肉の微生物試験を定期的実施し、その結果を評価することにより、衛生管理が適切に実施されているかを検証し、衛生管理が適切でない傾向が認められた場合は、衛生管理計画及び手順書の実施状況の点検と改善を指導するなど、引き続き、と畜処理業者等への監視指導の徹底をお願いする。
- と畜検査員を含む公衆衛生獣医師の確保等に関し、令和3年3月に公表したアンケートの結果を踏まえて、都道府県等が検討・実施した内容等の調査を令和5年度中に行う予定であるため、と畜検査員の確保、と畜検査の効率的な実施の検討について引き続き協力をお願いする。
- と畜検査において豚熱又はアフリカ豚熱を疑う事例があれば、速やかに畜産部局に通報を行う等、畜産部局への協力を引き続きよろしくお願いする。

イ 牛海綿状脳症（BSE）対策

従前の経緯

- BSE対策を開始して10年以上が経過しており、これまでの間、国内外のリスクが低下したことから、最新の科学的知見に基づき、国内の検査体制、輸入条件といった対策全般に

ついて見直しを行ってきた。

- と畜場における BSE 検査については、平成 29 年 4 月 1 日より、健康と畜牛の BSE 検査を廃止した。
- BSE に係る牛肉の輸入措置については、令和 4 年 12 月末時点で、17 か国について輸入を再開した。引き続き、食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえた輸入措置の見直しを行う。
- 上記輸入条件に適合する牛肉等を除き、引き続き、BSE 発生国からの牛肉等の輸入手続を停止している。
※ BSE 対策の詳細については、厚生労働省医薬・生活衛生局ホームページを参照。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/index.html

今後の取組

- 食品安全委員会において、SRM（特定危険部位）の範囲について審議中であり、答申を踏まえて、必要な管理措置を行う予定としている。
- 輸入禁止措置を講じている BSE 発生国からの牛肉等のうち、輸出国政府から食品安全委員会の評価に必要な資料が提出された国については、現地調査などの事前調整が終わり次第、食品安全委員会に諮問を行い、その答申を踏まえ、輸入条件の協議等を行うこととしている。
- 牛海綿状脳症対策基本計画について、当該計画の期間はおおむね 5 年とされているが、前回の改正（平成 28 年 2 月 10 日）以降、BSE をめぐる情勢に大きな変化はないことから変更は行わず、今後も計画に示した BSE 対策を継続して行うこととしている。

都道府県等に対する要請

- SRM の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインを参考に、各食肉衛生検査所においては、と畜場における分別管理への監視指導をお願いする。
- 引き続き、SRM の除去及び焼却が確実に実施されるよう、農林水産担当部局と連携しつつ、と畜場に対する監視指導を適切に実施するようお願いする。

ウ 食鳥肉衛生対策

従前の経緯

- 「食品衛生法等の一部を改正する法律」（令和 3 年 6 月 1 日完全施行）により、規模によらず、全ての食鳥処理場において HACCP に沿った衛生管理の実施（大規模食鳥処理場については HACCP に基づく衛生管理）が義務付けられた。併せて、大規模食鳥処理場の食鳥処理業者は、衛生管理計画及び手順書の効果について、食鳥検査員による検査又は試験（外

部検証)を受けることが求められることになった。なお、「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」(令和2年5月28日付け生食発0528第1号)により、外部検証の方法等を示している。

- 食鳥肉のカンピロバクター対策として、平成30年と令和2年に、厚生労働科学研究や食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業の結果を取りまとめた事例集を公表した。

今後の取組

- 食鳥肉の衛生管理について、HACCPに沿った衛生管理の実施に係る手引書の普及、外部検証の実施に対する支援、厚生労働科学研究等を通じ、引き続き、食鳥処理場におけるHACCPの導入推進に必要な技術的支援を行っていく。
- 引き続き、厚生労働科学研究等の知見を整理し、大規模食鳥処理場における衛生管理計画作成やカンピロバクターの汚染低減対策の指導の際に参考となる情報の提供を行っていくとともに、生食用食鳥肉の製造加工ガイドライン作成の検討のため、生食用食鳥肉製造加工の高度衛生管理に関する研究を通じ、有効な製造加工方法に関する知見を収集していく。

都道府県等に対する要請

- HACCPに沿った衛生管理の確実な実施について、大規模食鳥処理場及び認定小規模食鳥処理場のそれぞれを対象としたHACCP導入の手引書等を活用し、きめ細やかな助言・指導を行うこと。
- 食鳥処理場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、食鳥処理場に対する監視指導を適切に実施すること。大規模食鳥処理場においては、食鳥検査員による衛生管理計画の妥当性確認や微生物検査を含む外部検証を適切に実施すること。その際、科学的根拠に基づいた対応や監視指導に関するやりとりの文書化等の適切な実施をお願いする。
- HACCPの実実施指導と並行して、実証事業の結果等を参考にカンピロバクターの汚染低減化対策についても指導すること。
- 食鳥検査員に対して食品衛生監視員を補職し、食鳥処理場に併設する食品衛生法に基づく許可施設に対する食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
- 食鳥業界団体からは、食鳥検査の弾力的運用や食鳥検査手数料の軽減について要望が出された経緯があり、必要に応じ、民間の獣医師の活用を含め、早朝等の時間外における食鳥検査の実施や、恒常的に検査に係る手数料収入が経費を上回るような自治体においては食鳥検査手数料の見直しを進めるなど、弾力的な対応に配慮すること。
- 鳥インフルエンザ対策の一環として、食鳥検査を実施するに当たっては、鶏の出荷元が異状のない養鶏場である旨を確認するほか、鳥インフルエンザに感染した疑いがあると認められる鶏を対象とするスクリーニング検査を実施すること。なお、検査で陽性と判断された場合は、農林主管部局と連携し、適切に対応すること。

- 食鳥処理場、養鶏事業者等の関係者に対して、農林主管部局と連携し、鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供すること。
- 食鳥検査員が常駐しない認定小規模食鳥処理場においては、虚偽の処理羽数を報告した事例も見受けられたことを踏まえ、処理羽数、処理形態、食鳥処理衛生管理者の配置状況等に関する監視指導を厳正に実施すること。

(5) 水産食品の安全対策

ふぐの衛生確保について

従前の経緯

- ふぐを原因とする食中毒事案の発生を防止するため、「フグの衛生確保について」（昭和58年12月2日付け環乳第59号）により、都道府県等に対し、ふぐの取扱いに関する統一的な基準（食用可能な種類や部位、処理方法等）を示している。
- 食品衛生法改正を受け、厚生労働省令において、ふぐの処理は、ふぐの種類の見別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者（ふぐ処理者）にふぐを処理させるか、又はふぐ処理者の立会いの下に行わせなければならないこと及びふぐを処理する施設基準を規定した。
- また、都道府県等の間におけるふぐ処理者の資格の受入れや輸出促進の観点から、ふぐ処理者の認定に係る制度への国の関与を明確化し、ふぐ処理者の知識及び技術の水準の全国的な平準化に資することを目的として、都道府県知事等がふぐ処理者を認定する際の認定基準（以下「認定基準」という。）を策定し、都道府県等に通知した（「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年10月31日付け生食発1031第6号））。
- 加えて、都道府県等において認定基準を適切に運用いただけるよう、「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和2年5月1日付け生食発0501第10号）を通知した。

今後の取組

- 都道府県等におけるふぐ処理者の認定基準の見直し状況等について調査を行っており、都道府県等において、認定基準通知等を踏まえた基準の見直しが行われているか確認することとしている。なお、調査結果については、令和4年9月30日時点の情報として厚生労働省ホームページで公表しており、引き続き、見直し中の都道府県等への調査を予定している。

都道府県等に対する要請

- 未対応の場合は、都道府県等の間におけるふぐ処理者の資格の受入れが進むよう、認定

基準通知等を踏まえ、条例等における必要な基準の見直しをお願いする。

- ふぐ処理者の認定、都道府県等の間における資格の受入れ等について適切な運用をお願いする。

(6) 食品中の放射性物質への対応

従前の経緯

- 食品中の放射性物質に関しては、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、原子力災害対策本部と協議の上、平成 23 年 3 月 17 日に原子力安全委員会（当時）により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値として設定した。
- その後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会等において、食品安全委員会の食品健康影響評価や、コーデックス委員会の指標が年間線量 1 ミリシーベルトを超えないように設定されていること等を踏まえ、暫定規制値に代わる新たな規格基準の設定の検討を行い、食品から受ける線量の上限を年間 1 ミリシーベルトとなるように放射性セシウムの現行の基準値を設定し、平成 24 年 4 月 1 日より施行した。
- 地方自治体においては、国が定めた「食品中の放射性物質モニタリング検査のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、食品中の放射性物質に係るモニタリング検査を実施し、基準値を超えた食品については回収・廃棄や状況に応じて出荷制限等の措置が講じられている。
- また、国も食品の流通段階での買上調査を実施することにより、地方自治体のモニタリング検査の検証を行い、より効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて検査計画の策定・見直しについて助言を行っている。
- なお、事故以降、年 2 回、全国 15 地域で実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムを測定するマーケットバスケット調査を実施しており、この測定結果によれば、これらの食品を摂取することにより人が 1 年間に受ける線量は、基準値の設定根拠である年間上限線量 1 ミリシーベルト／年の 0.1%程度であり、極めて小さいことが確認されている。
- リスクコミュニケーションの取組としては、食品安全委員会、消費者庁、農林水産省及び地方自治体との共催により、全国各地で説明会を開催しているほか、現行の基準値については、政府の重点広報テーマの 1 つとして新聞、ラジオ、インターネット等の媒体で幅広く広報を実施してきた。
- 令和 3 年度、オークションサイトやフリマサイトで取引された野生のきのこ・山菜について、基準値を超過するものが複数認められたことを踏まえ、産地自治体において調査等が行われ、生産地域の広がりがあると認められた自治体に対し、出荷制限が指示された。また、厚生労働省のホームページにおいて注意喚起を行った。

- 令和3年度にガイドラインの見直しを行い、きのこ・山菜類について県が定めた出荷・検査方針により、これらを適切に管理・検査する体制が整備された場合は、非破壊検査により基準値を下回ったものを出荷することができることとした（現在はまつたけ及び皮付きたけのこが対象）。
- 一部の国・地域において輸入規制が続いていることから、引き続き、政府一体となって規制撤廃に向けて国内外に丁寧の説明する等、働きかけを行っている。

今後の取組

- 令和4年度のモニタリング検査の結果等を踏まえ、令和4年度末に、令和5年度に向けて食品中の放射性物質モニタリング検査のガイドラインの見直しを行う予定である。
- 今後もマーケットバスケット調査等を継続して実施し、食品の安全性の検証に努めていく。
- 引き続き、食品衛生法の基準値の内容や考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性等について、国内外に丁寧に説明していく。
- 国が行う買上調査について、今後もオークションサイトやフリマサイトで取引される野生のきのこ・山菜も対象とし、実態を調査する予定。

都道府県等に対する要請

- 都道府県や市町村の広報誌等を活用し、食品衛生法の基準値の内容や考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性等について、住民や関係事業者に対する十分かつわかりやすい広報・周知をお願いする。
- ガイドラインを踏まえ、引き続き、効果的・効率的な検査の実施をお願いする。なお、基準値を超過した場合には、出荷制限及び摂取制限の区域を適切に設定するため、ガイドラインに基づき、周辺地域への拡がりを確認するための検査を確実に行うようお願いする。
- 放射性物質検査を実施した際は、速やかに厚生労働省まで報告を行うとともに、検査計画のガイドラインにおける検査対象自治体にあつては、四半期ごとに策定・公表している検査計画についても厚生労働省に提出するようお願いする。
検査結果の報告については、報告後に修正や差し替えの依頼が多く寄せられることから、このようなことのないよう報告前の確認をお願いする。
- オークションサイトやフリマサイトで取引される野生のきのこ・山菜を含め、流通品に基準値超過が認められた際は、出品者や産地を所管する自治体において調査等を実施することとなるため、関係部局と連携しての対応をお願いする。

(7) 食品の輸出促進対策

食肉及び水産の衛生対策について

従前の経緯

- 食品の輸出については、輸出先国の衛生要件を満たす必要があることから、厚生労働省では、食品の安全確保を担当する立場から、輸出先国との間で協議を行うなどして、輸出先国の食品衛生規制等に関する情報を得るとともに、衛生要件及び手続を取り決め、必要に応じ、都道府県等の衛生部局、地方厚生局等において輸出食品の製造・加工施設の認定、衛生証明書の発行等を行い、我が国から輸出される食品が輸出先国の食品衛生規制を満たす旨の情報を提供している。
- 農林水産物及び食品の更なる輸出拡大に向け、農林水産物・食品輸出本部の設置、国等が講ずる輸出を円滑化するための措置（輸出証明書の発行、生産区域の指定、加工施設の認定等）等が定められた「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法第 57 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行された。同法において、令和 12 年までに輸出額を 5 兆円とする目標の達成に向け、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針が定められ、実行計画の作成や進捗管理を行うことにより、輸出解禁協議や製造・加工施設の認定について迅速に対応している。

今後の取組

ア 食肉等

- 施設の整備段階から、事業者・農林水産省・自治体・地方厚生局と 5 者協議を進め、引き続き、迅速な輸出食肉取扱施設の新規認定に努める。
- 中国や韓国等に向けた食肉の輸出については、農林水産物・食品輸出本部が策定する実行計画に基づき、引き続き、農林水産省と連携して輸出解禁に向けた協議等を行うこととしている。
- 農林水産物・食品輸出本部が策定する実行計画に基づき、既に牛肉が輸出可能な国・地域のうち、台湾については月齢制限（30 ヶ月齢未満）の撤廃を要請しており、引き続き、撤廃に向けた協議を進めていくほか、メキシコ、ロシア等については新規の施設認定手続について協議を行うこととしている。
- 香港、台湾及びシンガポールについては、輸出認定と畜場に併設されていない食肉処理施設で加工された製品の輸出が可能となるよう、輸出先国との協議を行っている。

イ 水産食品

- 中国向けの輸出について、認定施設リストの掲載・更新、中国政府が求める衛生要件への適合、新たに導入された認定施設の情報登録・更新制度等について、中国側の要請にも応えながら、積極的に働きかけを行ってきたところ、引き続き、状況を見つつ対応を続け

る。

- 輸出先国の規則等の変更に伴って対応が必要となる事案について、引き続き、情報収集を行い、必要に応じて農林水産省とも連携の上、事業者等に対して必要な情報を提供していく。

ウ その他

- 令和4年度から、農林水産省は一元的な輸出証明書発給システムの運用を開始しており、厚生労働省及び都道府県等が行う衛生証明書の発行業務についても、当該システムを導入している。引き続き、各都道府県等からの意見や要望等を踏まえつつ、農林水産省と連携してシステムの機能改善を図っていく。

都道府県等に対する要請

ア 食肉等

- 米国等の施設基準を要件とする国・地域向けの輸出認定取得を念頭に、施設の新設又は改修を進めていると畜場が多いが、農政部局が主体となって対応している都道府県等が多いと伺っている。後に衛生部局が監視指導を行う上で問題とならないよう、衛生部局におかれても、計画の段階から積極的に関与していただくようお願いする。
- 国際的な人の往来が再開されたことに伴い、輸出先国からの査察が活発化している。輸出施設を所管する都道府県等におかれては、査察の受入れについて、引き続き、協力をお願いする。
- 輸出認定と畜場に併設されていない食肉処理施設で加工された製品の輸出については、輸出先国政府からと畜場に併設する食肉処理施設と同様の公的管理（立ち入り検査、衛生証明書の発行等）を求められることが想定されることから、新たに保健所の対応が必要となる見込みである。厚生労働省における検討状況については、関係都道府県等向けの説明会を行うなど、随時周知を行っていく予定であるが、衛生部局におかれては、積極的に説明会に参加するなどの対応をお願いする。

イ 水産食品

- 水産食品製造等施設の認定手続の迅速化の観点から、令和2年4月から、EU及び米国向け輸出水産食品の認定業務を地方厚生局でも行うこととしたが、都道府県等の衛生部局を経由した認定申請関係書類の提出、衛生証明書発行（EUのみ）、認定施設の監視等の業務について、引き続き、協力方をお願いする。
- その他、衛生証明書の発行、取扱施設の認定及び認定施設への定期的な監視等の業務について、引き続き、協力方をお願いする。

ウ その他

- 農林水産省では、国産畜水産物の輸出拡大を図るため、輸出先国の求める規制に対応するための加工施設等の施設整備に対する支援、対米・対 EU 等輸出牛肉等認定施設、対 EU 等輸出水産食品認定施設等において実施されている残留物質モニタリング検査及び微生物検査に係る費用に対する支援、施設の認定や衛生証明書の発行を行う都道府県、民間検査機関等の体制強化の支援等を実施している。これらの支援を適宜ご活用いただくようお願いする。
- 一元的な輸出証明書発給システムについては、令和 4 年 4 月 1 日から運用を開始した。引き続き、当該システムへの積極的な参画について検討をお願いするとともに、既に参画していただいている都道府県等においては、当該システムの積極的な活用をお願いする。
- 輸出を希望する施設について、早期に現状や希望等を把握し、農林水産省と連携しつつ、円滑に支援につなげられるよう、相談の初期段階から情報把握を行うこととしている。ついでには、関係事業者から新たに輸出希望の相談等があった場合には、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 17 条第 1 項及び第 2 項に基づく適合施設認定の迅速化について（依頼）」（令和 3 年 7 月 29 日付け事務連絡）に基づき、食品監視安全課宛て情報提供をお願いする。

4. 食品に関する規格基準の策定等について

(1) 遺伝子組換え食品等の安全性確保

従前の経緯

- 組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号。以下「審査手続告示」という。）に従い、安全性審査を経た旨の公表がなされたものでなければ、我が国での流通は認められていない。
- 遺伝子組換え食品等の安全性審査は、個別の品種・品目ごとに行われている（令和4年12月末現在で安全性審査を経た旨を公表しているのは食品9作物331品種、添加物24種類75品目）。
 - なお、安全性審査の実績の蓄積等を踏まえ、規格基準告示、審査手続告示等の改正により、審査手続の見直しを行っている。
 - ・平成26年6月
 - ① セルフクローニング及びナチュラルオカレンスに該当するものは安全性審査の対象外とすること
 - ② 安全性の審査を経た旨の公表がされた品種同士の掛け合わせ品種のうち、代謝系に遺伝子組換えによる影響がない植物同士を掛け合わせた品種について、安全性審査を経た旨の公表がされたものとみなすこと
 - (※) セルフクローニング：最終的に宿主に導入されたDNAが、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物のDNAのみであるもの。
 - ナチュラルオカレンス：組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成であるもの。
 - ・平成29年5月
 - 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物であって、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性のもの（以下「高度精製添加物」という。）のうち、食品安全委員会が安全性を確認した高度精製添加物（以下「審査済み高度精製添加物」という。）との同等性に係る要件を満たす旨の届出書が厚生労働大臣に提出されたものについて、審査済み高度精製添加物と同様に、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなすこと
- また、微生物を利用して遺伝子組換え食品等を製造する場合には、規格基準告示の規定に基づく「組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準」（平成12年厚生省告示第234号）に従い、適合確認を受ける必要がある。（令和4年12月末現在で製造基準への適合が確認されているのは4施設。）
- 昨今、新たな育種技術として、ゲノム編集技術を用いて品種改良された農産物等が開発され、食品等として流通し得る段階を迎えている。当該技術は導入遺伝子が残存しない等の理由により、食品衛生法上の「組換えDNA技術」に該当しない可能性があり、その取扱いについて議論が必要とされていた。このような状況を踏まえ、平成31年3月に薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会においてこうした食品等の食品衛生上の取扱いについて報告書を取りまとめ、令和元年9月に「ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領」（令和元年9月19日付け生食発0919第3号。以下「取扱要領」という。）を定めた。取扱要領に基づき、同年10月から、まずは開発者等が厚生労働省に事前に相談

する仕組みとした上で、遺伝子変化の状況に応じて届出か安全性審査の対象とするという運用を開始し、令和4年12月末までに3品目のゲノム編集技術応用食品の届出が行われている。

今後の取組

- 引き続き、申請された遺伝子組換え食品等について安全性審査及び製造基準の適合確認を行う。
- ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、取扱要領に基づく事前相談を効果的に運用し、届出や安全性審査の適切な判断を行う。

都道府県等に対する要請

- 遺伝子組換え食品等については、従来どおり、原則として品目ごとに厚生労働省が行う安全性審査を経る必要があるため、引き続き、関係事業者等に対する指導方をお願いする。
- 国内の製造所について、遺伝子組換え食品等に係る適合確認がなされた場合、製造所を管轄する自治体に適合確認の申請書の写しを送付するので、当該施設の監視指導方をお願いする。
- ゲノム編集技術応用食品及び添加物については、取扱要領に基づき対応することとしており、引き続き、関係事業者等に対する取扱要領の内容等に係る周知徹底をお願いする。

(2) いわゆる「健康食品」の安全性確保

従前の経緯

- いわゆる「健康食品」の適正な製造管理のあり方については、「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」（平成17年2月1日付け食安発第0201003号食品安全部長通知別添）により、事業者による自主的な取組を推進しているところであり、また、（一社）日本健康食品認証制度協議会による適正な製造管理に係る第三者認証の制度も運用されている。
- 健康被害情報の収集・処理体制については、都道府県等に対し、いわゆる「健康食品」を原因とする健康被害事例を把握したときは、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」（平成14年10月4日付け医薬発第1004001号医薬局長通知別添）に基づき厚生労働省に報告するようお願いしている。報告を受けた厚生労働省においては、健康被害の重篤度、新たな健康被害発生の可能性等を考慮し、都道府県等と連携して消費者や事業者への注意喚起、情報提供を行うこととしている。
- 消費者に対する普及啓発については、HFNet[※]を活用し、いわゆる「健康食品」のリスク

について消費者に広く情報提供を行うとともに、パンフレットの配布等の取組を行っている。

※HFNet：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が運用する「健康食品」の安全性・有効性情報」

- 平成30年に食品衛生法が改正され、新たに特別の注意を必要とする成分（コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ及びブラックコホシュの4品目）等を含む食品（以下「指定成分等含有食品」という。）による健康被害情報の収集制度が創設され、令和2年6月1日に施行された。
- 指定成分等含有食品による健康被害情報の報告については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会の「指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ」（以下「WG」という。）による検討を踏まえた対応及び公表を行っている。

今後の取組

- 引き続き、指定成分等含有食品による健康被害情報の報告については、WGによる検討を踏まえた対応及び公表を行っていく。
- 指定成分等含有食品以外のいわゆる「健康食品」についても、関連が疑われると報告がなされた健康被害事例について、健康被害の重篤度、新たな健康被害発生の可能性等を考慮し、前述のWGによる検討を踏まえた対応を行っていくとともに、健康被害情報の収集等について幅広い見地からの検討に努めていく。

都道府県等に対する要請

- 指定成分等含有食品の健康被害情報については、企業から報告があった際に滞りなく厚生労働省へ報告をするよう、引き続きお願いする。
また、指定成分等含有食品以外のいわゆる「健康食品」の健康被害情報については、前述の「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」に基づき、医薬品担当部局、医療機関等関係機関及び消費者行政機関等と連携しつつ、当該健康被害に係る内容等を早期に把握して厚生労働省に報告するよう、引き続きお願いする。
- また、各種の機会を通じて、管内のいわゆる「健康食品」の製造業者等の実態把握に努めるとともに、当該事業者に対して、健康被害の発生に関する情報を入手した際には管轄保健所へ情報提供するよう要請方お願いする。
- また、消費者への普及啓発に努めるとともに、いわゆる「健康食品」による健康被害事例について、消費者や事業者に対し、注意喚起及び情報提供を引き続きお願いする。

(3) 器具・容器包装の対策

従前の経緯

- 平成30年6月に成立した改正食品衛生法により、食品用器具及び容器包装に係るポジティブリスト制度（食品用器具及び容器包装について、安全性が評価された物質以外は使用を原則禁止する仕組み）が創設され、令和2年6月1日に施行された。同制度を適切に運用するためには、安全性が評価された合成樹脂が収載されているポジティブリストが遵守されることはもとより、器具・容器包装製造事業者における製造管理基準及び情報伝達制度が遵守され、適切に運用される必要がある。

なお、ポジティブリストに未収載の物質であっても、施行時に既に流通している製品に使用されており、その使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入される器具・容器包装であれば、引き続き流通を可能とする経過措置が設けられている（令和7年5月31日まで）。

今後の取組

- リスト改編などのポジティブリスト制度の課題について、知見を有する専門家を含めて検討を進め、5年間の経過措置期間中に円滑な運用ができるよう、ポジティブリスト制度に関する規格基準等の改正を行う。

（参考：令和4年3月23日開催薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会、令和4年11月4日開催薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji_127892.html）

都道府県等に対する要請

- ポジティブリスト制度を含めた器具・容器包装の衛生確保について、厚生労働省ホームページに掲載されるポジティブリスト制度のQ&A等を活用いただき、事業者に対する適切な情報提供を引き続きお願いします。

(4) 食品中の残留農薬等の対策

従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等（農薬、動物用医薬品及び飼料添加物）に係るポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品の流通を原則として禁止する制度）は、平成18年5月29日より施行された。

- ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準値が設定された農薬等については、平成18年以降、計画的に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、順次、薬事・食品衛生審議会の審議を経て残留基準の見直しを進めている。

（注）令和4年末現在、ポジティブリスト制度導入時に設定した760^{*1}件の暫定基準のうち、残留基準を改正し

た農薬等は 536 件（残留基準を削除した農薬等 141 件を含む。）。残留基準が設定されている農薬等は、ポジティブリスト制度導入後に新規に残留基準を設定した農薬等（113 件）も含め、合計で 773 件。

* 1 施行後の分割・統合により 2 件増加。

- 農薬等の残留基準の設定に当たっては、健康への悪影響を防ぐため、従来、慢性影響の指標である許容一日摂取量（ADI）に照らして基準値を設定してきた。一方、国際的には、ADIに加え、急性影響の指標である急性参照用量（ARfD）も考慮して基準値が設定されていることから、平成 26 年度より、食品安全委員会による評価により ARfD が設定された農薬について、これを考慮した残留基準の設定を進めている。
また、令和元年 7 月には、国際的な合意等を基にした「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則」を策定し、国際基準等の科学的な根拠を踏まえた残留基準の設定を進めている。
- さらに、農薬等の残留基準について、国際整合を推進する観点等から、農薬等の試験における分析部位を国際基準に整合した分析部位に改正することとしており、「西洋なし、日本なし、マルメロ及びびりんご」及び「カカオ豆」の分析部位を変更した。また、「もも」、「みかん」、「びわ」、「キウイ」、「すいか、まくわうり及びメロン類果実」について、今後設定する基準値は基本的に分析部位を国際基準に整合させることとしている。
- 残留基準が設定された農薬等については、基準への適合性を判定する試験法について、国立医薬品食品衛生研究所を中心に地方衛生研究所等の協力を得て開発及び妥当性の評価を行ってしている。

（注）令和 4 年末現在、約 700 件の農薬等に係る試験法を開発済み。

今後の取組

- 今後とも、ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準が設定された農薬等について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼するとともに、食品健康影響評価が終了したものについては、速やかに基準値設定を進める。また、ARfD を考慮した残留基準の設定についても計画的に進めていく。
- 農薬等の試験における分析部位の変更については、引き続き検討していく。
- あわせて、残留基準の設定された農薬等について、試験法の開発を推進するとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立を目指す。

都道府県等に対する要請

- 農薬等の残留基準に基づき、引き続き、適切な監視指導をお願いする。
- 各自自治体の試験機関において、妥当性評価ガイドラインに沿って、それぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。

（５）食品中の汚染物質等の対策

清涼飲料水の規格基準の改正

従前の経緯

- 清涼飲料水の規格基準の改正については、平成 22 年 12 月及び平成 24 年 7 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（以下「食品規格部会」という。）において、
 - ・規格基準の枠組みの見直しを行うこと（ミネラルウォーター類の規格基準について殺菌・除菌の要否により区分し、化学物質等に係る原水基準を成分規格へ移行すること等）
 - ・個別物質について基準値の設定又は見直しを行うこと
 等を決定し、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を受けた各物質等の規格基準について、平成 26 年 12 月 22 日に告示され、同日付けで試験法及び妥当性確認ガイドラインを通知した（最終改正：令和 3 年 8 月 31 日）。
- 平成 26 年 12 月以後、評価結果が示された物質については、順次規格基準の見直しを進めているところ。近年では、令和 4 年 12 月の食品規格部会にて鉛について審議・了承され、規格基準の改正に向けて所要の手続を進めている。

今後の取組

- 評価結果が示された物質に対して規格基準の見直しを行っていく。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、各自治体の試験機関において、妥当性確認ガイドラインに沿って、それぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。また、告示改正に至った際には、改正内容について事業者への周知徹底をお願いする。

（６）食品添加物の安全性確保

ア 食品添加物の指定

従前の経緯

- 事業者等の要請に基づく食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（令和 4 年 9 月 29 日生食発 0929 第 3 号）、「添加物に関する食品健康影響評価指針」（令和 3 年 9 月食品安全委員会決定（平成 22 年 5 月決定の全部改正））等^{*}に沿って対応している。指定等の要請者等が食品添加物の指定等に係る手続について理解を深め、要請資料を効率的に作成することを目的としたマニュアルである「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引について」（平成 26 年 9 月 9 日付け食安基発 0909 第 2 号）を発出している。

※香料、酵素、栄養成分関連添加物については、食品安全委員会から別途指針が公表されている。

- また、食品添加物の指定等に係る事務手続を円滑かつ迅速に行うことを目的とした食品添加物指定等相談センター（FADCC）を国立医薬品食品衛生研究所内に設置し、相談業務を行っている。なお、これらの相談業務の効率化と透明性向上のため、各相談段階における必要情報に関する説明等、FADCCのHPにおける掲載情報の充実を図っている。

今後の取組

- 食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を通じて食品添加物の新規指定や規格基準改正を検討する。

都道府県等に対する要請

- 食品添加物の指定や指針等について、引き続き、関係事業者等に周知をお願いする。
- 食品添加物の新規指定や規格基準の改正を求める事業者等に対しては、FADCCを紹介願いたい。なお、食品添加物の該当性判断がなされていないことにより、FADCCから保健所等への相談を再度案内する事例が見受けられるため、該当性を判断した上で紹介を行うようご留意願いたい。また、FADCCのHPにてQ&A等も掲載しており、これらの情報も参考とするよう事業者等に周知をお願いする。

イ 食品添加物公定書の作成

従前の経緯

- 平成29年11月30日に、規格基準告示の第2添加物の部の全面改正を行い、平成30年2月1日に作成した第9版食品添加物公定書において、改正された規格等の収載を行った。
（注）食品添加物公定書とは、食品衛生法第21条の規定に基づき、食品衛生法第13条第1項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び食品表示法第4条第1項の規定により基準が定められた添加物につき、当該基準及び規格を収載したものである。
- 第10版食品添加物公定書の作成に向けて、第10版食品添加物公定書作成検討会を設置し、第10版での規格基準の設定・改正等の検討を進め、その結果を踏まえて、令和2年6月18日に第9版食品添加物公定書追補1を、令和4年7月12日に第9版食品添加物公定書追補2を公表した。また、一般試験法の改正案等が取りまとめられたため、令和4年8月16日から同年9月14日にかけて改正案を公表し、任意の意見募集を行ったところである。

今後の取組

- 意見募集の結果も踏まえ、修正した改正案について食品安全委員会への諮問、薬事食品衛生審議会への諮問、「食品、添加物等の規格基準」の一部改正等の手続を経て、第10版食品添加物公定書を作成する。

都道府県等に対する要請

- 第10版食品添加物公定書が作成された際は、周知をお願いしたい。なお、第10版食品添加物公定書の作成に係る「食品、添加物等の規格基準」の改正後全文については、厚生労働省ホームページ掲載により縦覧に供するものとする予定である。

ウ 食品添加物の一日摂取量実態調査の実施

従前の経緯

- 従来から、都道府県等の参画を得て、マーケット・バスケット調査方式による食品添加物の一日摂取量実態調査を実施している。
- これまでの結果では、食品添加物の摂取量については、安全性の観点から問題がないことが確認されている。
- 令和2年度の調査結果については、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokutein/sesshu/index.html) で公表する予定である。令和4年度は、6自治体（札幌市、仙台市、広島県、香川県、長崎市及び沖縄県）の参画を得て、甘味料、保存料、着色料等を対象に実施している。

今後の取組

- 令和5年度も、食品添加物の一日摂取量実態調査を実施する予定。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、食品添加物の一日摂取量実態調査への都道府県等の参画をお願いする。

5. その他食品関係

(1) カネミ油症対策

従前の経緯

- 昭和43年に西日本を中心に発生した米ぬか油を原因とする食中毒事件。
- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払いを行うとともに、政府においては、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいたところである。
- 健康実態調査の調査結果については、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられた。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するため、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（議員立法。以下「法」という。）が平成24年8月29日に成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 法に基づき、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（以下「指針」という。）が平成24年11月30日に告示され、この指針に基づき、平成25年6月21日に、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫、患者団体で構成される第1回三者協議が開催された。
- 平成25年に、「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成25年5月15日付食品安全部長通知）を発出し、これにに基づき健康実態調査を開始して以降、毎年度、調査を実施している。
- 法附則第2条の施行後3年を目途とする検討規定に基づき、それまでの施策に加え、
 - ①カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握すること及び健康実態調査や検診の後に希望するカネミ油症患者が健康相談をすることができる体制の充実、
 - ②漢方薬を用いた臨床研究を含めた更なる調査及び研究の推進、
 - ③油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大、

④相談支援員の設置を進めるとともに、相談員制度における相談員と相談支援員との相互の連携及び相談支援員に対する研修等の実施を通じて、相談に関するネットワークを構築し、カネミ油症患者等に対する相談体制の充実を図ること
の4つの支援措置を新たに追加するため、平成28年4月に指針を改正し、施策の総合的な推進を図っている。

今後の取組

○ 引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、法に基づき、必要な施策を実施していく。

※これまでの進捗状況

①健康実態調査の実施

平成27年度の調査協力者：1,441名

平成28年度の調査協力者：1,437名

平成29年度の調査協力者：1,425名

平成30年度の調査協力者：1,411名

令和元年度の調査協力者：1,384名

令和2年度の調査協力者：1,362名

令和3年度の調査協力者：1,344名

令和4年度の調査協力者：1,315名

②油症患者の認定範囲の拡大

平成24年12月3日に診断基準を改定。令和4年12月末までの認定患者数は2,367名（うち同居家族認定は343名）

③三者協議の実施

国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者で、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。（今年度は第19回（令和4年6月）及び第20回（令和5年1月）を実施）

○ 特に相談体制の充実にあたっては、都道府県に設置する相談支援員向けの業務マニュアルを油症治療研究班と連携して作成し、平成28年4月から国の委託事業として、都道府県等に相談支援員を設置している。現在のところ、広島県、高知県、福岡県、長崎県（各1名、計4名）及び九州大学（計3名）に設置している。

都道府県等に対する要請

- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠である。特に、患者からは予算成立後速やかに調査を実施し、健康実態調査支援金もできるだけ速やかに（遅くとも9月末までに）支払ってほしいとの要請をいただいているため、令和4年度以降も協力をお願いする。
- 令和4年度の健康実態調査においても、令和3年度の健康実態調査と同様に、油症患者受療券が利用できる医療機関についての要望をとりまとめたところであり、その結果を踏まえ、該当する都道府県あて通知を発出しているため、都道府県医師会等と連携し、関係医療機関等への協力要請をお願いする。
- 同居家族認定の周知のため、令和5年度健康実態調査の送付の際に、周知や申請手続の案内のための書類を同封するようお願いする。
- 毎年度実施している油症検診の実施に際しては、油症患者等の希望等を考慮することとし、複数の候補日程や場所を提示するなど、日程面、交通面等の利便性を高めるようお願いする。また、適切な対象者に対して幅広く油症検診の周知が行われるよう協力をお願いする。なお、今年度から開始された「油症患者の次世代の方への健康調査」の協力者に対し、油症検診等の受診を求めていることを申し添える。
- 各都道府県等における円滑な油症患者の認定手続及び認定時の国への状況報告を引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関する案内も同封するよう引き続きお願いする。
- 患者からは、カネミ倉庫からの医療費の支払いや健康面・生活面について相談をしたいとの要望があり、平成28年度の健康実態調査等事業から、相談支援に関する項目を加えたところである。これを踏まえ、各都道府県においては、この事業を活用して相談支援員の設置を進め、従来の相談窓口や油症治療研究班に設置されている油症相談員との連携を図り、適切な相談対応をお願いする。
- 第14回三者協議での合意に基づき、油症患者に対する施策の一層の推進のため、国、都道府県等、全国油症治療研究班及びカネミ倉庫株式会社の各主体間で油症患者健康実態調査の対象者等の情報をオンラインで連携するためのシステムについて、令和3年7月から本格運用を開始した。都道府県等においては、引き続き運用等について協力をお願いする。
- 患者から、居住地の移転や死亡に関する連絡を受けたときは、システムによる情報連携の同意を得ている患者の場合、システム上の当該情報を更新するようお願いする。なお、情報連携の同意をしていない患者の場合は、従来どおり、患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係自治体やカネミ倉庫等に提供

するようお願いする。

- 指針に基づき、カネミ油症患者が自らの検診の結果を継続的に把握できるようにするため、令和2年3月にいわゆる「検診手帳」を発行したので、引き続き配布等について協力をお願いする。

(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯等

- 昭和30年に西日本を中心に人工栄養の乳幼児の間に発生した食中毒事件。
- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化に伴い、今後、高齢者福祉の分野での取組が重要となることや更なる行政協力を推進していくため、平成25年2月27日付けで、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する行政協力について」(平成25年2月27日食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知)、「(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第2号食品安全部企画情報課長、障障発0227第2号障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)、「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第3号食品安全部企画情報課長、老高発0227第1号老健局高齢者支援課長、老振発0227第1号同局振興課長、老老発0227第2号同局老人保健長連名通知)を発出した。
- また、森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化等に伴う生活の場の確保に関連して、施設入所等に関する通知を再周知するため、平成28年9月16日付けで、「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(事務連絡)を発出するとともに、障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者へのサービスが65歳以降も適切に提供されるよう、平成31年1月10日付けで、「(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」(事務連絡)を発出した。
- 生活保護制度における「健康管理手当」の取扱いについては、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成27年11月27日生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知)により、「健康管理手当」を収入として認定しない取扱いとしている。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の住所が不明な場合、救済事業を実施するため、(公財)ひかり協会が都道府県を通じて市町村に転居先情報の照会を行うことがあるが、これに対してご協力いただけるよう、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」(平成26年12月3日食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知)に基づき、都道府県には管内市町村に対して周知や必要な調整等を行っていただいている。

- 厚生労働省においては、毎年、「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、（公財）ひかり協会が行う救済事業に対する行政協力について要請しているところである。（今年度は2月上旬に動画とオンラインを活用して開催予定）

今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、（公財）ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じることとしている。

都道府県等に対する要請

- （公財）ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる5点をお願いする。
 - ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的に開催すること。
 - ② （公財）ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議（地域救済対策委員会等）に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
 - ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達内容については、関係部局及び管下市町村等に対する周知を徹底すること。
 - ④ 市町村に対し、個人情報の取扱いに留意しつつ、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを交付すること。
 - ⑤ 令和2年度8月までに、すべての被害者が65歳に達したことから、平成31年1月10日付けの「（公財）ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」（事務連絡）に基づき、市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めることとし、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底すること。

- また、引き続き、生活保護制度における「健康管理手当」の取扱いについてご留意いただくとともに、住所不明の森永ひ素ミルク中毒被害者に関する転居先情報の照会対応にご協力いただきたい。

(3) 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第13条、食品衛生法第70条、第71条）。
 - ※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう。
 - 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ウェブサイトの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
 - ※ パンフレット等を作成した際には、厚生労働省ウェブサイトに掲載するとともに、メールで送付しているため、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。
- 《令和4年度の主な実績》
- ・意見交換会等の開催（食品中の放射性物質、健康食品、輸入食品）
 - ・Twitter（厚生労働省食品安全情報（@Shokuhin_ANZEN））による情報発信：食中毒予防、意見交換会等の開催案内等
 - ・動画「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」の改訂
 - ・パンフレット「食品の安全確保に向けた取り組み」の改訂
 - ・パンフレット「知りたい輸入食品」の改訂
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなどの協力をしている。

今後の取組

- 今後とも、意見交換会の開催、広報や広報資材の提供等に積極的に取り組むこととしている。
- 《令和5年度の主な予定》
- ・意見交換会の開催
 - ・Twitter（厚生労働省食品安全情報（@Shokuhin_ANZEN））による情報発信
 - ・ウェブサイトの充実
 - ・パンフレット、リーフレット等の広報資材の作成

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等のご協力に改めて感謝を申し上げます。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、お願いします。
- 厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。

6. 生活衛生行政について

(1) 生活衛生関係営業等への対応について

ア 生活衛生同業組合の活動等について

従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「生衛法」という。）に基づき、衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図るために自主的に設立された組織であり、衛生施設の維持・改善・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 近年、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、生活衛生課長通知を発出し、平成 23 年度より生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、平成 26 年度より毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。
- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた生衛業者の自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する広報・啓発の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進の 5 項目を重点活動項目とした取組を実施しており、内容については随時見直しを行っていく予定である。

都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位のご協力により、令和 4 年度の月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、引き続き、営業許可申請等各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者に対して生衛組合に関する情報提供を行うとともに、生衛組合に対する情報提供及び周知広報へのご配慮をお願いする。

イ 生活衛生同業組合の振興計画の認定等事務について

従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定について、令和3～4年度にかけて、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業、飲食店営業（すし店）、飲食店営業（めん類）の振興指針の改正作業を進めている。
- 振興計画の認定等については、「生活衛生関係営業の認定等の取扱いについて」（平成27年3月31日健衛発0331第12号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）（以下「通知」という。）に基づき実施いただいている。

都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正の告示後、各生衛組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなっている。各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生衛組合に対する適切な指導方よろしく願います。
- 各生衛組合においては事業年度経過後3ヶ月以内に振興計画の実施状況についての報告書を提出することとなっている。令和4年度の報告書として、振興計画の1年目から3年目の業種の生衛組合は通知の様式第3を、4年目及び5年目の業種の生衛組合は通知の様式第3に加え様式第4を提出することとなるが、各都道府県担当部局においても、報告書の提出が円滑に行われるよう、併せて適切な指導方よろしく願います。

ウ 生活衛生関係業者への支援について

従前の経緯

- 生活衛生関係業者については、大半が経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及ぶほか、昨今は原油価格・物価高騰が生じている中、生活衛生関係業者の経営状況は厳しいものと考えられる。
- 各都道府県担当部局においては、「生活衛生関係業者への支援に関する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）の活用について」（令和4年9月15日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）等に基づき、生活衛生関係業者への支援について検討いただいている。

都道府県等に対する要請

- 新型コロナウイルス感染症、物価高騰等の影響がある中、生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び公衆衛生の向上に資するよう、各都道府県担当部局において、引き続き、生活衛生関係業者への支援について検討方よろしく願います。

エ 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について

従前の経緯

- 生産性向上については、従前より政府全体で取り組んでいるが、生活衛生関係営業は特に労働生産性が低いとの指摘がなされていることから、厚生労働省においても、令和2年

度第3次補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染症後の「新しい生活様式」にも適応するよう、新たなガイドライン・マニュアルの策定を行う等、生活衛生関係営業者への支援を行ってきたところ。

- また、令和3年度補正予算により、生活衛生関係営業者を対象にデジタル化への理解と推進を図るための事業（先進的事例を体験するための研修や、地域における相談員の育成のため、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生衛指導センター」という。）の経営指導員や中小企業診断士等をコンサルタントとしたモデル事業の実施）を実施しているところである。

都道府県等に対する要請

- 本事業については、令和5年度も引き続き実施予定であり、委託事業者と生衛指導センターの経営指導員等とが連携して取組を進めることも想定されることから、ご承知頂くとともに、引き続き、ご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

オ 食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について

従前の経緯

- 令和3年6月1日の食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の完全施行に伴い営業許可業種の再編が行われ、完全施行後に営業許可を取得した場合には、これまで複数の営業許可が必要とされた営業について、「一施設一許可の原則」に基づき、1種類の許可で営業が可能となる場合がある。
- 他方、生衛法では、生活衛生同業組合員の要件として、第2条第1号に「飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの又は同法第57条第1項の規定による届出をして営むもの」（以下「組合員要件」という。）と規定されており、営業者によっては、食品衛生法における「一施設一許可の原則」の観点からは不要であっても、生衛法の組合員要件を満たすために、食品衛生法における飲食店営業又は食肉販売業の許可の取得が必要となる場合がある。

都道府県等に対する要請

- 生衛法第2条第1号に規定する営業と食品衛生法令における許可・届出業種の関係について、引き続き御了知いただきたい。
- 食品衛生法の許可の申請者が営もうとしている営業が、組合員要件の業種の許可が不要な飲食店（生衛法第2条第1項第1号に規定される「喫茶店」を含む。）又は食肉販売に係る営業であっても、旧食品衛生法下において生衛法の適用対象であった営業を営もうとする者が引き続き組合員資格を有することを可能とするため、申請者が組合員要件を満たすことを目的として追加的に飲食店営業又は食肉販売業の許可取得を希望し、営業施設が施設基準に合うと認められるときは、生衛法が生活衛生関係の営業の振興等を通じた衛生水準の向上を趣旨とすることを踏まえ、食品衛生法第55条第2項の規定に基づき対応いた

くようお願いしたい（令和3年7月16日付事務連絡「食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について」も参照。）。

カ 生衛指導センターについて

従前の経緯

- 生衛指導センターは、生衛法に基づき、都道府県の生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上等を目的として都道府県知事から指定される財団法人であり、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上や経営相談・指導等において、重要な組織である。
- とりわけ、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響と長期化及び原油高・物価高騰に伴い、依然として厳しい状況下にある生活衛生関係営業者への衛生指導や経営相談・支援のニーズは高く、生活衛生関係営業者に対して、経営指導員、経営特別相談員及び外部の専門家による衛生、融資、税制、労務管理等の相談指導を実施しているところである。

都道府県等に対する要請

- 令和5年度税制改正案において、生活衛生同業組合等が共同利用施設（※）を取得した場合の特別償却制度、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）及び中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）等について、所要の見直しを行った上で、その適用期限を延長したところである。生活衛生関係営業者に対して、生活衛生関係営業者が活用できる税制措置の周知が積極的に行われるよう、経営指導員、経営特別相談員及び外部の専門家に対する適切な支援方よろしく願う。
- （※）共同利用施設の主な例：組合会館、共同研修施設、共同スタジオ、オンライン会議システム、クリーニングの共同工場、共同調理施設、共同配送車両、共同倉庫、共同冷凍・冷蔵設備 等
- また、新型コロナウイルス感染症や原油高・物価高騰の影響を含め、生活衛生関係営業者の経営環境等が厳しさを増す中、生衛指導センターの果たす役割と期待は一層高いものとなっていることに鑑み、都道府県におかれては、引き続き生衛指導センターにおいて適切な活動が行われるとともに、管下生衛組合との一層の連携や充実した支援とが行われるよう、よろしく願う。

(2) 旅館業法改正法案について

従前の経緯

- 旅館業法については、旅館業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 84 号）施行後 3 年を目途として、施行状況について検討を行うこととされているが、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大等を背景に、旅館・ホテルの現場に即した柔軟な感染症対策が行えるように必要な措置を求める声が大きくなるとともに、旅館業の事業承継手続の整備といった課題が生じていることを踏まえ、「旅館業法の見直しに係る検討会」を全 7 回開催し、令和 4 年 7 月 14 日に報告書「旅館業の制度の見直しの方向性について」を取りまとめた。
- 上記検討会での議論を踏まえ、令和 4 年 10 月 7 日に「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案」を第 210 回国会に提出したが、継続審議とされたところ。
- 本法律案では、旅館業の施設における感染防止対策の充実、カスタマーハラスメントへの対応、差別防止の更なる徹底等を規定するとともに、生活衛生関係業者等が必要に応じて円滑かつ簡便に事業譲渡を行うことができるよう営業者の地位の承継について規定している。

都道府県等に対する要請

- 本改正法案については、都道府県等で実施されている内容（旅館・ホテルの衛生指導、生活衛生関係営業等の事業承継手続等）に関する事項も含まれていることから、留意いただきたい。

(3) 違法民泊対策について

従前の経緯

- 住宅宿泊事業法・改正旅館業法施行前（平成30年3月末）と比べ、旅館業法違反のおそれがあると自治体が把握している事案は大幅に減少しているものの、依然として一定数存在している。

平成29年度改正旅館業法の施行状況 (旅館業法違反が疑われる事案への対応 (違法民泊対策))

民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数: **18,514件** (令和4年12月14日時点) / 簡易宿所数: **37,847件** (令和3年3月31日時点) / 特区民泊認定数: **3,297施設 9,590居室** (令和4年10月末時点)
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、令和4年3月末時点で**193件**であり、法施行前の平成30年3月末時点の7,993件から**大幅減少**している。
- 令和4年3月末時点の住宅宿泊仲介業者等95社の取扱件数の合計は**104,353件**で、前回(令和3年3月)調査から8,525件減少。

法施行後の主な取組

(地方自治体への対応)

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に発出(平成30年10月15日発出、令和2年10月12日更新)。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳(16カ国語)も作成し**、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 地方自治体の**違法民泊取締りの事例を収集し**、厚生労働省HPで紹介。
※京都市: 無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発出。→違法民泊疑い事案数は、1,006件(平成30年3月末時点)→4件(令和2年3月末時点)と大幅減。
 ※大阪市: 大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム(警察官OB30名等)を結成。→違法民泊疑い事案数は、3,277件(平成30年3月末時点)→24件(令和2年3月末時点)と大幅減。

(関係省庁間の連携)

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を定期的で開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。第5回を令和2年12月18日に開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページを掲載し**、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに行えるようにした。
- 関係省庁で、**住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を一括で管理するデータベースを構築**。平成31年4月以降は、仲介業者がデータベースの情報との照合を行うことで、適法性の確認作業の効率化、精度の向上が実現。

(その他)

- 旅館業法の特例である「特区民泊」を実施する事業者に関して、欠格事由や立入検査、業務改善命令等の規定を整備した**改正国家戦略特別区域法が令和2年9月1日から施行**。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省においては、観光庁と連携し、順次必要な対策を実施しているところであるが、地方自治体におかれても、引き続き違法民泊の取締の徹底をお願いしたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応について

従前の経緯

- 「感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直しについて(依頼)」(令和4年10月17日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡)を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各業種において、業種別ガイドラインについて所要の改訂が行われた。

新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインの作成状況

業種	作成団体	改訂日
理容業	全国理容生活衛生同業組合連合会	R4. 12. 12
美容業	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	R4. 12. 12
クリーニング所	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	R4. 12. 14
ダストコントロール業	一般社団法人日本ダストコントロール協会	R4. 12. 7
浴場業(公衆浴場)	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	R4. 12. 2
宿泊施設	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会ほか	R4. 12. 6
映画館	全国興行生活衛生同業組合連合会	R4. 12. 23
演芸場	全国興行生活衛生同業組合連合会	R4. 12. 23
ライブハウス	一般社団法人ライブハウスコミッション NPO法人日本ライブハウス協会 日本音楽会場協会	R4. 12. 22
ライブレストラン	日本ライブレストラン協会	R4. 12. 18
外食業	一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ほか (全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会、全国麺類生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会)	R4. 12. 13
社交飲食業	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	R4. 12. 16
オーセンティックバー	一般財団法人カクテル文化振興会 一般社団法人日本バーテンダー協会 一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会	R4. 12. 16
水雪販売業	全国水雪販売業生活衛生同業組合連合会	R4. 12. 1
食肉販売業	全国食肉生活衛生同業組合連合会	R4. 12. 9
食鳥肉販売業	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	R4. 12. 9
ビルメンテナンス業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	R4. 12. 6

都道府県等に対する要請

- 都道府県等においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、当該ガイドラインの周知徹底や遵守を管内の関係事業者に対して依頼していただきたい。

7. 水道行政について

(1) 水道の基盤強化について

従前の経緯

- 水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであり、その普及率は令和2年度末現在で98.1%に達している。一方で、その多くが高度経済成長時代の1970年代に集中的に整備されたものであり、施設の老朽化や管路の耐震化の遅れ（令和2年度末の基幹管路の耐震適合率は40.7%）、人口減少等による料金収入の減少といった課題に直面しており、また、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であり、計画的な更新のための備えが不足している状況にある。水道施設の耐震化・老朽化対策の推進を図り、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくため、広域化の推進等による水道事業の基盤強化が重要である。

ア. 広域連携の推進

- 1,312の上水道事業のうち、給水人口5万人未満の中小規模の事業者は888と多数存在している（令和2年度水道統計）。特に人的体制や財政基盤が脆弱な中小規模の水道事業者においては、将来にわたり持続可能な水道事業を運営するため、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携の手法を活用し、経営基盤強化することが有効である。このため、令和元年10月1日に施行された改正水道法において、広域連携の推進に関し、以下の事項について規定を設けた。
 - ・都道府県は水道事業者等との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならない。
 - ・国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定める。
 - ・都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる。なお、改正前の水道法第5条の2第1項の規定に基づく広域的な水道整備計画は、水道基盤強化計画と発展的に統合することとする。
 - ・都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設けることができる。
- また、「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総財営第85号、生食発第0125第4号総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を発出し、各都道府県に対し、水道広域化推進プランを令和4年度末までに策定するよう要請した。さらに「水道事業における広域化のさらなる推進について」（令和2年12月23日付け総務省自治財政局公営企業経営室、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室事務連絡）を発出し、水道広域化推進プランの基本的な考え方や具体的な記載事項を示し、策定の推進

を図っている。併せて、令和元年度から、都道府県に対し、水道広域化推進プランの策定状況について総務省と共同でヒアリングを行い、策定状況の把握に努めている。なお、令和4年12月時点で7府県が策定を完了している。

イ. 官民連携の推進

- 水道についても、利用人口が本格的に減少する中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域連携を進めるとともに、多様な官民連携の活用を検討することが求められている。官民連携は、単に経費節減の手段としてではなく、水道事業の持続性、公共サービスの質の向上に資するものとしても捉えるべきであり、水道事業及び水道用水供給事業を担う地方公共団体においては、それぞれの置かれた状況に応じ、長期的な視点に立って、優れた技術、経営ノウハウを有する民間企業や、地域の状況に精通した民間企業との連携を一層図っていくことが、事業の基盤強化のための有効な方策の1つとして考えられる。
- 水道事業及び水道用水供給事業における官民連携には、個別の業務を委託する形のほか、複数の業務を一括して委託する包括業務委託、水道の管理に関する技術上の業務について水道法上の責任を含めて委託する第三者委託、DBO、PFIの活用など、様々な連携形態がある。さらに、改正水道法において、水道事業の基盤強化のための手法の1つとして、多様な官民連携の選択肢を広げる観点から、公の関与を強化し、地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる方式(PFI法に基づくコンセッション方式)を実施可能とした。宮城県では、厚生労働大臣の許可を受け、水道分野では初となるコンセッション事業が令和4年4月から開始された。
- 厚生労働省では、新たなコンセッション方式の許可に関する審査について、水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を策定して基本的な考え方を示すとともに、官民連携手法について、各手法の特徴や導入に当たって検討すべき事項等を解説した「水道事業における官民連携に関する手引き」の改訂を行い、新たなコンセッション方式等の活用を周知しているところである。

ウ. 適切な資産管理

- 改正水道法では、適切な資産管理を進める観点から、水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つため、これを維持し、修繕しなければならないこととされた。また、水道施設台帳を作成して保管するとともに、水道施設の計画的な更新に努め、その事業の収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととされた。

- 厚生労働省では、管路の更新に対し、交付金等による財政的支援を行うとともに、「水道事業におけるアセットマネジメントの手引き」や「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」の作成・周知など、技術的支援を行っている。また、インフラメンテナンスの高度化や効率化に資する新技術の導入を促している。

エ. その他事項

○ CPS/IoT の活用

CPS/IoT などの先端技術の活用により、自動検針や漏水の早期発見といった「業務の効率化」に加え、ビッグデータの収集・解析による配水の最適化や故障予知診断などの「付加効果の創出」が見込まれ、水道事業の基盤強化につながるものと考えられる。厚生労働省では、先端技術を活用した科学技術イノベーションを指向するモデル事業に対して財政的支援を実施しているとともに、令和 4 年度より、IoTを用いないが、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入についても財政的支援の対象とする制度拡充を行ったところである。また、従来、ベンダーロックインが水道事業のシステム機器の課題となっているが、経済産業省とも連携し、水道のデータを横断的かつ柔軟に利活用できる「水道情報活用システム」の導入支援を進めている。

○ 健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

厚生労働省では、「飲料水健康危機管理実施要領」を策定し、飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防、拡大防止等の適正な危機管理を図ることとしており、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け健水発 1025 第 1 号（令和 2 年 2 月 27 日一部改正）厚生労働省健康局水道課長通知）（以下「平成 25 年 10 月 25 日付け課長通知」）により、危機管理の適正な実施を求めるとともに、水道施設への被害情報及び飲料水での水質事故などについて厚生労働省への報告をお願いしている。また、「水道の断減水状況の報告について」（昭和 54 年 3 月 23 日付け環水第 39 号厚生省環境衛生局水道環境部長通知）により、渇水、風水害、地震等による断減水状況についても、厚生労働省への報告をお願いしている。

○ 水道の諸課題に係る有識者検討会の開催について

昨今、水道に関する様々な問題が発生していることから、水道の基盤強化に向けた課題や対応策等の整理・検討を行うため、有識者・水道事業者等を構成員とする検討会（以下「有識者検討会」という。）を開催し、課題の洗い出し等を行ったところである。令和 5 年度においても、課題の整理やその改善に向けた今後の本格的な検討につなげるため、引き続き有識者検討会を開催する予定である。

今後の取組

- 令和元年 10 月 1 日に改正法の施行を迎えたことから、都道府県主催による水道の基盤強化のための検討会や全国水道関係担当者会議等において改正水道法の趣旨を周知するとともに、改正水道法に基づく取組等を進めることにより水道事業の基盤強化を図る。

都道府県等に対する要請

- 都道府県及び水道事業者等におかれては、改正水道法及び関係政省令、「水道事業の広域連携の推進について」（平成 28 年 3 月 2 日付け生食水発 0302 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知）、「水道事業の基盤強化に向けた取組について」（平成 28 年 3 月 2 日付け生食水発 0302 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知）、「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総財営第 85 号生食発第 0125 第 4 号総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全担当審議官通知）、「改正水道法等の施行について」（令和元年 9 月 30 日付け薬生水発 0930 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）、基本方針や各種手引き、ガイドライン、各種会議資料等を踏まえ、引き続き水道事業の基盤強化のために以下の必要な対応をお願いする。
 - ・ 水道事業者等においては、引き続き自らの事業基盤の強化を進めていただきたい。
 - ・ 都道府県においては、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい。加えて、令和 4 年度までに水道広域化推進プランを策定いただくこととなっているが、令和 5 年度以降については、当該プランの具体化に向けて水道事業者等の関係機関と調整を図るとともに、必要に応じて水道広域化推進プランの改定や水道基盤強化計画の策定に努められたい。
- 水道施設台帳の作成・保管義務に係る規定については、その作成のための準備期間が考慮され、令和 4 年 10 月 1 日からの施行とされたにもかかわらず、一部の水道事業者等において未だ作成されておらず、特に簡易水道事業における作成状況は約 8 割にとどまっている。水道施設台帳は、水道の基盤強化を進める上で極めて重要な基礎的資料となるものであり、未作成の水道事業者等においては、早急に作成する必要がある。また、都道府県においては、認可権者として未作成の水道事業者等に対して適切な指導・監督をお願いする。
- 都道府県においては、水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項として、「デジタル化の推進に関する事項を盛り込むことができるよう検討する」とされていることも踏まえ、水道事業者等が「水道情報活用システム」等の CPS/IoT の活用について検討を行うに当たり、厚生労働

省 Web サイト内の「CPS/IoT の活用」のページも参考にしつつ、情報提供及び技術的支援を行うようお願いします。

- 平成 25 年 10 月 25 日付け課長通知に基づき、①引き続き「飲料水健康危機管理実施要領」に即した危機管理の実施をお願いするとともに、②風水害、地震等の自然災害や一定規模以上の事故等による水道施設への被害及び水質事故等に関し、所定の様式及び方法にて厚生労働省への報告をお願いする。

(2) 水道事業関係予算について

従前の経緯

- 水道施設の整備に対しては、地形や水源からの距離等の条件により施設整備費が割高になるなど、経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業を対象として、水道施設整備費補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金（以下「補助金等」という。）により財政支援を行うとともに、支援策の充実を図ってきた。
- また、令和 2 年 12 月 11 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（以下「加速化対策」という。）において、水道施設の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策の加速化・深化を図るため、新たに中長期目標を掲げ、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で重点的・集中的に対策を講じることとしている。

具体的には、以下の内容を実現することにより、大規模かつ長期的な断水が生じるリスクを軽減させることとしている。

- ・ 2,000 戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場の停電対策実施率については、67.7%（令和元年度）から 77%（令和 7 年度）に引き上げ
- ・ 影響が大きい浄水場で土砂警戒域内にある施設の土砂災害対策実施率については、42.6%（令和元年度）から 48%（令和 7 年度）に引き上げ
- ・ 影響が大きい浄水場で浸水想定区域内にある施設の浸水災害対策実施率については、37.2%（令和元年度）から 59%（令和 7 年度）に引き上げ
- ・ 浄水場の耐震化率については、30.6%（平成 30 年度）から 41%（令和 7 年度）に引き上げ（供給能力ベース）
- ・ 配水場の耐震化率については、56.9%（平成 30 年度）から 70%（令和 7 年度）に引き上げ（有効容量ベース）
- ・ 基幹管路の耐震適合率については、40.3%（平成 30 年度）から 54%（令和 7 年度）に引き上げ

今後の取組

- 令和5年度予算案では、水道施設の整備に関する予算として、他府省計上分と合わせて372億円を計上しており、令和4年度補正予算(371億円)と合わせた施設整備費の総額は742億円(※)となっている。

※単位未満を四捨五入しているため合計額は一致しない。

- また、令和5年度から、補助金等において以下の制度改正を予定している。

① 管路の複線化に対する補助対象事業の新設

大規模地震による災害等に備え、水の供給のバックアップ体制を確保するため、災害等で破損した際に広範囲に影響を与えることとなる河川を横断する導水管及び送水管の複線化事業について新たに補助対象とする。

② PFOS、PFOAによる水道水源の汚染に対処するための補助制度の拡充

通常の浄水処理(凝集・沈殿・ろ過)では除去できないPFOS、PFOA(※)を除去するため、粒状活性炭処理施設等の高度浄水処理施設の導入や代替水源施設の整備について新たに補助対象とする。

※近年、有害性や蓄積性が明らかになってきたため、製造、使用等が制限されている有機フッ素化合物の一種

③ コンセッション(公共施設等運営権)方式を含めたPFI導入支援のための補助制度の改正

令和5年度までの時限事業を令和10年度まで延長するとともに、コンセッション方式を含めたPFIを導入するための調査、検討及び計画作成等に要する費用について、5千万円を上限に定額補助する。

④ 離島振興対策実施地域等において上水道事業者が実施する施設整備に対する補助制度の拡充

離島振興対策実施地域及び奄美群島においては、厳しい地理的条件の下にあるため、他の地域と比べて事業費が大きくなることを踏まえ、上水道事業者が行う水道施設の耐震化、海底送水管及び高度浄水施設の整備等に関する事業について、補助率を1/2に引き上げる。

- その他、東日本大震災に係る水道施設災害復旧費として、各自治体の復興計画に基づき、令和5年度に実施する施設の復旧に必要な経費について財政支援を行うため、復興庁において2.5億円を一括計上している。

都道府県等に対する要請

- 持続可能かつ強靱な水道の構築に向けて、引き続き補助金等の積極的な活用を行い、加速化対

策に基づく耐災害性強化や水道事業の広域化等への取組を実施されるようお願いする。

(3) 水道事業者等への指導監督について

従前の経緯及び今後の取組

- 厚生労働省では、平成13年度から厚生労働大臣認可の水道事業者等を対象に水道法第39条の規定に基づく立入検査を実施しており、水道技術管理者の従事・監督状況等の水道法に規定する事項の遵守状況や、自然災害やテロ等危機管理対策の状況等を確認している。
- 令和3年度は、4の水道事業者等に対して立入検査を実施し、文書での指摘を延べ15件、口頭での指摘を延べ25件行った。令和4年度は16の水道事業者に対して立入検査を実施している。

都道府県等に対する要請

- 都道府県においても、上記の状況を御承知の上、管下水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いする。
- 厚生労働大臣認可の水道事業者等に対しては、立入検査を活用した指導・助言等を行っているところであるが、都道府県におかれても、管下水道事業者等に対し、重点的な指導監督をお願いする。
- また、毎年度、厚生労働大臣認可の水道事業者等の水道技術管理者を対象とした研修を実施しており、研修資料を水道課ホームページに掲載しているため、管下水道事業者等に対する研修等に活用されたい。

(参考) 水道課ホームページ「令和4年度水道技術管理者研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/shin gi/kanmin_00025.html

(4) 水道水質管理

ア. 水道水質基準等の見直し

従前の経緯

- 平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づき、厚生労働省では、常設の検討会を設置し、最新の科学的知見を踏まえた水質基準等の逐次改正の検討を行っている。
- 最近の改正として、令和 3 年 12 月 15 日に開催された第 23 回厚生科学審議会生活環境水道部会等の了承を経て、対象農薬リスト掲載農薬類 1 物質の目標値の変更等を行い、令和 4 年 4 月 1 日に適用した。
- 検査法に関する最近の改正として、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」及び「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」を改正した。

都道府県に対する要請

- 水道水の安全確保のためには、水質基準項目のみにとどまらず、幅広く汚染物質の監視を行うことが望ましい。そのため、管下水道事業者等に対し、引き続き、その実態に応じて水質管理目標設定項目等についても監視を行うよう、周知指導方、特段のご配慮をお願いする。
- 要検討項目について検査を行った場合には、当該検査結果を水質基準の逐次改正の検討に役立てるため、厚生労働省において毎年実施している水道水質関連調査を通じてデータの提供をお願いする。

イ. 耐塩素性病原生物への対応について

従前の経緯

- 水道水における耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）への対応については、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の汚染のレベルに応じて、施設整備や原水の水質検査等を水道事業者等に行っているところである。令和元年 5 月 29 日に当該省令及び指針を改正し、地表水を原水とする水道施設の耐塩素性病原生物対策として、濾過等の設備による濾過を行った上での紫外線処理を新たに追加した。
- また、令和 2 年度末時点で、全国の水道事業、水道用水供給事業及び専用水道の水道施設において耐塩素性病原生物対策が未対応である施設の割合は、レベル 4 の施設で約 10%、レベル 3 の

施設で約49%となっている。更に、原水の指標菌の検査が行われていないことにより、レベルが不明である施設が全国で1,150施設存在している。

都道府県等に対する要請

- 耐塩素性病原生物対策が未対応である管下水道事業者等に対し、指針等に基づく対応が推進されるよう、周知指導方、特段のご配慮をお願いする。
- 管下水道事業者等において、原水又は浄水等から耐塩素性病原生物が検出された場合は、平成25年10月25日付け課長通知に基づき、厚生労働省水道課あてに報告をお願いする。

ウ. 適正な水質検査の確保について

従前の経緯

- 水道法第20条に基づく水質検査は、水道により供給される水が同法第4条に定める水質基準に適合するかどうかを判断するために行うものであり、水道事業者自らが実施する場合も登録水質検査機関等に委託して実施する場合もその信頼性の確保が必要である。また、同法第24条の3に基づき、第三者委託により水質検査業務を実施する場合には、水質検査業務が適切に行われているかどうかを水道事業者等が確認できるようにするなどの留意が必要である。
- このため、厚生労働省では、第三者委託における水質検査業務の適正な実施を確保するため、平成28年12月に、第三者委託やモニタリングにおける留意事項等について「水道事業における官民連携に関する手引き」に追記した。
- 水質検査業務の委託については、水質検査の委託契約手続の適正化や委託先の検査機関の監督等を実現するため、平成23年に水道法施行規則を改正するとともに、平成24年9月に「登録水質検査機関における水質検査の業務管理要領」を通知した。また、登録水質検査機関においては、改正水道法施行規則や業務管理要領等に基づき、水質検査の信頼性の確保のための体制の整備や水道法施行規則に定める検査方法による水質検査等を着実に実施し、水質検査が適切に実施されているかについて日常の業務管理を行うことが重要である。

今後の取組

- 水道水質検査の信頼性確保及び検査精度向上を図るため、従前から実施している統一試料を用

いた外部精度管理調査に加え、登録水質検査機関が行う水質検査業務において、精度が確保された適切な水質検査が実施されているか確認することを目的とした日常業務確認調査を平成 24 年度から実施しており、今後も引き続き実施する予定である。

都道府県に対する要請

- 都道府県においては、第三者委託により業務の委託を行う管下水道事業者等に対し、水質検査が適正に取り扱われているかを確認・指導するとともに、厚生労働省の取組を参考に、水道事業者等が登録水質検査機関の業務の確認等に努めるよう指導するなど、特段のご配慮をお願いする。

エ. 貯水槽水道について

従前の経緯

- 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道に係る事務については、以前は都道府県、保健所設置市及び特別区が行っていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号)により、平成 25 年 4 月 1 日から簡易専用水道等に対する指導権限が都道府県から一般市に移譲されたところである。
- 平成 13 年の水道法改正により、水道事業者が定める供給規程に、貯水槽水道の設置者と水道事業者との責任を明確に定めることとされ、各水道事業者においては、必要な規定を定めるとともに、直結給水方式の推奨や貯水槽水道設置者への適切な助言等を含め、独自の取組が実施されているところである。
- 簡易専用水道の管理のための検査の受検状況は、令和 2 年度は 78.4%であり、近年は 80%弱で推移している。簡易専用水道の検査において指摘のあった施設の割合は 22.9%であり、特に衛生上問題があったと報告された割合は 0.7%であった。
- 小規模貯水槽水道(貯水槽の有効容量が 10m³以下のもの)の検査受検状況は、令和 2 年度は 3.4%であり、近年は 3%前後で推移している。小規模貯水槽水道の検査において指摘のあった施設の割合は 23.8%であり、特に対策の充実が急務となっている。

都道府県に対する要請

- 貯水槽水道の管理の適正化を図るため、「貯水槽水道の管理水準の向上に向けた取組の推進に

ついて」(平成22年3月25日付け健水発0325第6号、第8号)を発出し、都道府県に対し、貯水槽水道の所在地情報を定期的に更新するとともに、水道事業者に対し、衛生行政部局から貯水槽水道の所在地の情報提供等について協力要請があった場合には、必要な協力を行うようお願いしている。都道府県及び市においては、水道事業者と連携しつつ、貯水槽水道の設置箇所の把握や設置者に対する指導等を推進するよう、引き続き特段の配慮をお願いする。

- また、都道府県においては、権限移譲先の市において円滑に事務が執行されるよう、市移譲先部局と情報を共有するなど積極的な連携体制を図るとともに、適切な助言を行うよう、引き続きよろしくお願いする。

※参考情報

政府計画等(水道関連) 2022年度(2022.12時点)

■新経済・財政再生計画改革工程表2022	
インフラ点検・診断業務においてロボット・センサー等新技术導入を促進	施設管理者の割合を2030年までに100%
個別施設計画の策定率	2022年度末までに100%
個別施設計画に基づく集約化・複合化等	進捗状況をモニターする
分野毎に定める水道施設の点検期間中の点検の実施率	100% (分野毎に定める点検期間中)
点検の結果、措置が必要と判断された施設の修繕の実施率	毎年度増加
広域化、官民連携等を推進するための計画策定を促す	2022年度末まで全都道府県で策定
広域連携に取り組むこととした市町村数	2022年度末まで650団体 (2021年度末648団体)
水道監視活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合	2025年度末までに100%
■国土強靱化年次計画2021	
危機管理マニュアルの策定率	2023年度100%
水道施設平面図のデジタル化率	2025年度100%
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における指標	以下のとおり
■防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	
浄水場の停電対策実施率 (2000戸以上を受け持つなど影響の大きい浄水場)	令和7年度77% (令和元年度67.7%)
浄水場の土砂災害対策実施率 (2000戸以上を受け持つなど影響の大きい浄水場・土砂警戒区域)	令和7年度48% (令和元年度42.6%)
浄水場の浸水災害対策実施率 (2000戸以上を受け持つなど影響の大きい浄水場・浸水想定区域)	令和7年度59% (令和元年度37.2%)
浄水場・配水場の耐震化率	浄) 令和7年度41% (平成30年度30.6%) 配) 令和7年度70% (平成30年度56.6%)
上水道の基幹管路の耐震適合率	令和10年度60% (平成30年度40.3%)
■地球温暖化対策計画	
再生可能エネルギー発電量	17,004万kWh (2025年度)、24,852万kWh (2030年度)
2013年度比・省エネルギー量	44,911万kWh (2025年度)、75,054万kWh (2030年度)
排出削減見込み量	32.0万t-CO ₂ (2025年度)、21.6万t-CO ₂ (2030年度)

厚生労働省の生活衛生関係組織の一部業務の移管の検討状況

(令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定の該当部分の概要)

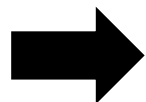
厚生労働省における平時からの感染症対応能力の強化とあわせて、厚生労働省から、食品衛生基準行政及び水道整備・管理行政をそれぞれ以下のとおり移管する。

1. 食品衛生基準行政について、消費者庁に移管する。

- 食品安全行政の司令塔機能を担う消費者庁が、**食品衛生に関する規格・基準の策定（これまで厚生労働省が所管）を所管することで、食品衛生についての科学的な安全を確保し、消費者利益の更なる増進を図る。**
- これにより、**科学的知見に裏打ちされた食品安全に関する啓発の推進や、販売現場におけるニーズ等の規格・基準策定に係る議論へのタイムリーな反映が可能となるほか、国際食品規格（コーデックス）における国際的な議論について、消費者庁が一体的に参画することが可能となる。**

2. 水道整備・管理行政について、国土交通省及び環境省に移管する。

- 水道整備・管理行政における現下の課題である、水道事業の経営基盤強化、老朽化や耐震化への対応、災害発生時における早急な復旧支援、渇水への対応等に対し、**国土交通省が、施設整備や下水道運営、災害対応に関する能力・知見や、層の厚い地方組織を活用し、水道整備・管理行政を一元的に担当**することで、そのパフォーマンスの一層の向上を図る。
- さらに、**環境省が、安全・安心に関する専門的な能力・知見に基づき、水質基準の策定を担う**ほか、水質・衛生にかかわる一部の業務について、**国土交通省の協議に応じるなど、必要な協力を行う**ことで、国民の水道に対する安全・安心をより高める。



令和5年通常国会に必要な法律案を提出し、令和6年度の施行を目指す。

医薬・生活衛生(生食)局 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
令和5年度生活衛生・食品安全関係予算案の概要	生活衛生・食品安全企画課	経理係	—	2404
1.輸入食品の安全確保対策について	食品監視安全課輸入食品安全対策室	監視調整係	—	4243
2.検疫業務関係について	検疫所業務課	—	—	2465
3-(1)改正食品衛生法に基づく対応について	食品監視安全課	食品安全係	—	4251
3-(2)食中毒発生時・予防対策	食品監視安全課	食中毒被害情報管理室	—	4242
3-(3)食品等の監視指導	食品監視安全課	化学物質係	—	4239
3-(4)食肉・食鳥肉の安全対策	食品監視安全課	乳肉安全係	—	2476
3-(5)水産食品の安全対策	食品監視安全課	水産安全係	—	4244
3-(6)食品中の放射性物質への対応	食品監視安全課	化学物質係	—	4239
3-(7)食品の輸出促進対策	食品監視安全課輸出先国規制対策室	—	—	4249 4246
4-(1)遺伝子組換え食品等の安全性確保	食品基準審査課新開発食品保健対策室	—	—	4283
4-(2)いわゆる「健康食品」の安全性確保	食品基準審査課新開発食品保健対策室	—	—	4552
4-(3)器具・容器包装の対策	食品基準審査課器具・容器包装基準審査室	容器包装基準係	—	2487
4-(4)食品中の残留農薬等の対策	食品基準審査課残留農薬等基準審査室	—	—	4287
4-(5)食品中の汚染物質等の対策	食品基準審査課	規格基準係、汚染物質基準係	—	4279
4-(6)食品添加物の安全性確保	食品基準審査課	添加物係	—	4274
5-(1)カネミ油症対策	生活衛生・食品安全企画課	指導係	—	2492

5-(2)森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力	生活衛生・食品安全企画課	指導係	—	2492
5-(3)食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション	生活衛生・食品安全企画課	リスクコミュニケーション	—	2493
6-(1)ア 生活衛生同業組合の活動等について	生活衛生課	組合振興係	—	2439
6-(1)イ 生活衛生同業組合の振興計画の認定等事務について	生活衛生課	組合振興係	—	2439
6-(1)ウ 生活衛生関係営業者への支援について	生活衛生課	組合振興係	—	2439
6-(1)エ 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について	生活衛生課	指導係	—	2437
6-(1)オ 食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について	生活衛生課	管理係 組合振興係	—	2434 2439
6-(1)カ 都道府県生活衛生営業指導センターについて	生活衛生課	指導係 組合振興係	—	2437 2439
6-(2)旅館業法等改正法案について	生活衛生課	企画法令係 指導係	—	2929 2437
6-(3)違法民泊対策について	生活衛生課	指導係	—	2437
6-(4)新型コロナウイルス感染症への対応について	生活衛生課	指導係	—	2437
7-(1)水道事業関係予算について	水道課	上水道係	—	4037
7-(2)水道の基盤強化について	水道課	技術係	—	4008
7-(3)水道事業者等への指導監督について	水道計画指導室	—	—	4012
7-(4)水道水質管理	水道水質管理室	基準係	—	4033
8.厚生労働省の生活衛生関係組織の一部業務の移管の検討状況	生活衛生・食品安全企画課	企画法令係	—	2446、2451